

模倣対策マニュアル

ベトナム編

2004年3月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標権・意匠権・特許権等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「各国産業財産権情報収集等事業」を実施しております。平成 15 年度は、中国、韓国、タイ、ベトナムなどにおいて、知的財産保護に関する情報収集・提供、セミナー開催、個別相談などを実施いたしました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル ベトナム編」を作成しましたのでお届けします。また、日本貿易振興機構ホームページ (<http://www.jetro.go.jp>) においても同情報をご覧頂くことが可能です。本事業および本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2004 年 3 月

日本貿易振興機構 経済分析部

目 次

はじめに

概要.....	1
第I章 知的所有権保護.....	2
A. 知的所有権に関する国内法及び国際条約の概要.....	2
国内法	
国際条約	
B. 著作権及び関連する権利.....	7
保護される作品	
著作権の資格	
著作権の取得	
著作権所有者	
著作権所有者に付与される権利	
公正使用	
著作権期間	
譲渡及びライセンス	
実演家、レコード・ビデオソフトの製作者、及び放送機関の権利（「関連する権利」または「隣接する権利」として知られている）	
C. 発明およびユーティリティ・ソリューション.....	10
定義	
特許可能性	
発明/ユーティリティ・ソリューション特許の付与手続き	
特許権所有者の権利	
特許期間	
譲渡及びライセンス	
特許の無効	
侵害行為	
D. 工業デザイン.....	16
定義	
特許可能性	
意匠特許付与手続き	
意匠特許権所有者の権利	
意匠特許期間	
譲渡及びライセンス	
意匠特許の無効	
侵害行為	
E. 商標.....	20
定義	
商標登録可能な記号	
商標権の取得	
登録	
登録により付与される権利	
登録期間	
周知商標	
譲渡及びライセンス	
不使用登録商標の取り消し	
登録商標の無効	
侵害行為	

F. その他の知的所有権.....	24
地名表示及び原産地呼称	
商号	
企業秘密	
不正競争に反対する権利	
新種の植物品種	
集積回路のレイアウト設計	
第II章 知的所有権の行使.....	29
A. 情報措置.....	29
B. NOIP 又はMARDにおける措置.....	29
C. 行政措置.....	30
行政措置実施機関	
適用される行政罰	
手続き	
行政決定に対する上訴手続き	
注	
D. 国境措置.....	35
関税IPR局	
手続き	
行政決定に対する上訴手続き	
注	
E. 民事及び刑事措置.....	39
裁判制度	
民事救済	
民事訴訟手続き	
刑事救済	
刑事訴訟手続き	
注	
第III章 産業財産権の移転.....	49
技術移転	
基本要件	
制約	
登録	
結論.....	52
付属文書.....	53
付録A： 適用法律文書	
付録B： 管轄官庁連絡先	

索引

概要

ベトナム国内法、及びベトナムが締結している知的所有権に関する国際条約により、知的所有権は、著作権及び関連する権利、発明、ユーティリティ・ソリューション、工業デザイン、商標、地名表示及び原産地名称、商号、企業秘密、不正競争に反対する権利、新規の植物変種、集積回路のレイアウト設計、及び暗号化プログラム搭載衛星信号の法的分野などを対象とする。

1995 年以來、ベトナムは世界貿易機関（「WTO」）に加盟を申請し、WTO へのベトナムの加入承認に関して作業部会とのラウンドを 5 回経験した。ベトナムは、TRIPS 協定に適合した知的所有権保護及び実施のための適切且つ効果的枠組みを作成中である。

本書はベトナムにおける知的所有権保護及び実施に関する一般情報のみを提供するもので、法的アドバイスであると解釈してはならない。法及び規則が頻繁に変更され、並びにそれらが複雑であるために、特定の問題に関して法的アドバイスを行うには、すべての関連事実及び状況の検討が必要である。

第 I 章 知的所有権保護

A. 知的所有権に関する国内法及び国際条約の概要

国内法

ベトナム法の主たる法源であるベトナム社会主義共和国憲法 1992（「憲法」）第 60 条は、以下のように規定する。

人民は、科学的及び技術的研究を実行する、発明及び発見を行う、技術的革新を開始する、生産を合理化する、文芸及び芸術の創作及び批評を行う、並びに他の文化的活動に参加する権利を有する。共和国は著作権及び産業財産権を保護する。

ベトナムの知的所有権及び技術移転に関する主要な法は、1996 年 7 月 1 日に発効したベトナム社会主義共和国民法[Civil Code of the Socialist Republic of Vietnam]（「民法」）第 VI 編である。民法第 VI 編には 81 箇条（第 745 条～825 条）あり、次の 3 つの章で構成されている。第 1 章は著作権、第 II 章は産業財産権、及び第 III 章は技術移転である。民法第 VI 編には知的所有権の保護、実施、及び技術移転の基本規定が明記され、(i) 知的所有権保護の内容、(ii) 著作物、発明特許、ユーティリティ・ソリューション特許、工業デザイン特許、商標、原産地名称の保護要件、(iii) ベトナムの知的所有権保護から排除される内容、(iv) 知的所有権を確立する原則、(v) 保護範囲、(vi) 著作権および関連権利の保護期間、(vii) 知的所有権の侵害、(viii) 技術移転の目的、(ix) 技術移転の権利、(x) 技術移転が許可されない場合、(xi) 技術移転契約などで構成されている。

1998 年 1 月 1 日、ベトナム社会主義共和国商法（「商法」）が発効した。商法第 8 及び 9 条は、以下の行為を禁止する。(i) その他の商人の商標権及びその他の産業財産権を侵害する、(ii) 取引先を欺く、及び/又は取引先を混乱させる、(iii) 偽造品を販売する、(iv) 虚偽広告をする。これらの規定によって、未登録商標の侵害、装い（製品外見）の侵害、及び未公開情報の請求に対して訴訟原因が提供されることがある。

ベトナム知的所有権法を TRIPS 協定により適合させるために、共和国管轄省庁は知的所有権に関して 2 つの重要な法を発行し、改正した。

2001 年 6 月 29 日、ベトナム国会はベトナム社会主義共和国関税法（「関税法」）を採択し、2002 年 1 月 1 日に発効した。同法第 V 編によれば、ある商品について、知的所有権の所有者が、知的所有権が侵害されているという正当な理由を持っている場合、知的所有権所有者は関税事務所に、その商品の輸入及び輸出を停止するよう要請する権利を有するものとする。

1999年12月21日、ベトナム国会はベトナム社会主義共和国刑法（「刑法」）を採択し、2000年7月1日に発効した。この刑法は1985年に最初に採択され、1989、1991、1992、及び1997年に改正された刑法に置き換わった。刑法は知的所有権に関して次の3種類の違反を規定している。すなわち、(i) 知的所有権侵害違反、(ii) 偽造品製造、取引違反、及び(iii) 産業財産権保護証明書発行に関する規定違反である。知的所有権問題を扱っている新刑法の規定は、知的所有権を保護及び実施するために健全な環境を作るというベトナムの継続的な努力を表している。

上述した法律の知的所有権規定を実施するために、政府及び省庁によって発行されたその他の数多くの規範的な法律書類がある¹。以下は、実施されている主要な法律書類である。

- 産業財産権に関する詳細規定を規定する 1996年10月24日付政府命令第63/CP号は、2001年2月1日付命令第06/2001/ND-CP号（命令第63号）によって改正された。同命令は民法第VI編の産業財産権、知的所有権移転の規定を実施するための指針を規定する。更に、命令第63号は、産業財産権出願の遂行、及びベトナム産業財産権に関する紛争に関して、例えば、科学及び技術省（「MOST」）のベトナム知的所有権庁（「NOIP」）²など、管轄ベトナム省庁の前で依頼人を代理する資格のある産業財産権の代理人及び産業財産権組織を支配する条件も説明する。
- 民法の著作権に関する特定の条項についての指針を規定する 1996年11月29日付政府命令第76号（「命令第76号」）。同命令は、著作権保護可能な作品、著作者及び著作権の所有者に与えられる権利、実演家、レコード製作者及び放送機関の権利、著作権登録に関する規定について詳細な指針を規定する。
- 技術移転に関する 1998年7月1日付政府命令第45/1998/ND-CP号（「命令第45号」）。同命令は民法第VI編第3章の規定を実施するための詳細を説明する。
- 著作権関係の確立に関するベトナムと米国間の協定の実施に関する指針を規定する 1998年9月12日付文化及び情報省通達第05/1998/TT-BVHTT号（「通達第5号」）。
- 産業財産権の分野における行政的処罰に関する 1999年3月6日付政府命令第12/1999/ND-CP号（「命令第12号」）。同命令は特に違反行為を規制し、並びに保護の分野及び共和国の産業財産権管理分野における行政違反について罰則を課す形態、レベル、手続き及び権限を規定する。
- 偽造品の製造及び貿易に対する闘いに関する共和国首相 1999年10月27日付指令第31/1999/CT-TTg号を実施する指針を与える、2000年4月27日付貿易省、財務省、警察省

¹ 付録Aを参照。

² 元ベトナム産業財産権庁として知られている。

[Ministry of Police]、科学技術環境省通達第 10/2000/TLL-BTM-BTC-BCA-BKHCNMT 号（「通達第 10 号」）。同通達は、偽造品（品質基準を満たさない商品も含む）の定義、及びそれらの扱い方法を規定する。通達第 10 号によれば、偽造品を製造または売買取引する者は、違反の範囲に応じて、行政罰または刑事罰を受けるものとする。

- 企業秘密、地名表示、商号の分野における産業財産権保護、及び産業財産権に関する不正競争からの保護に関する 2000 年 10 月 3 日付政府令第 54/2000/ND-CP 号（「命令第 54 号」）。同命令は、企業秘密、地名表示、企業名などの民法第 780 条に規定された「その他の目的」のための保護、並びに産業財産権に関する不正競争からの保護を規定する。
- 植物新種の保護に関する 2001 年 4 月 20 日付政府令第 13/2001/ND-CP 号（「命令第 13 号」）。
- 文化および情報の分野における行政違反に対する罰則に関する 2001 年 6 月 26 日付政府令第 31/2001/ND-CP 号（「命令第 31 号」）。同命令は、とりわけ、行政罰を免れない著作権侵害行為を一覧表示し、その行政罰を規定している。
- 1996 年 11 月 29 日付命令第 76 号、及び民法におけるある著作権規定のための指針を規定する 1997 年 6 月 6 日付命令第 60/CP 号の実施に関する指針を規定する 2001 年 5 月 10 日付文化及び情報省通達第 27/2001/TT-BVHTT 号（「通達第 27 号」）。
- 集積回路のレイアウト設計の分野における産業財産権の保護に関する 2003 年 5 月 2 日付政府令第 42/2003/ND-CP 号（「命令第 42 号」）。
- 工業デザインの分野で産業財産権を設定する手続きを実施するための指針を規定する 2003 年 11 月 5 日付科学及び技術省通達第 29/2003/TT-BKHCN 号（「通達第 29 号」）。
- 発明/ユーティリティ・ソリューションの分野で産業財産権を設定する手続きを実施するための指針を規定する 2003 年 11 月 5 日付科学及び技術省通達第 30/2003/TT-BKHCN 号（「通達第 30 号」）。

国際条約

ベトナムは知的所有権の事項に関して次の国際条約に加盟している。

- 世界知的所有権機関を設立するストックホルム条約、1976 年

- *工業所有権保護に関するパリ条約*、1949年（「パリ条約」）。パリ条約は、国内の権利の自主性を確認する一方で、他の締約国における先願に基づく出願に国際優先権を提供し、締約国の国民に均等な取り扱いを要求する。
- *標章の国際登録に関するマドリッド協定*（「マドリッド協定」）、1949年。マドリッド協定は、海外諸国の商標登録について中央集権の出願制度を規定する。
- *特許協力条約*（「PCT」）、1993年。PCTは、特許出願の提出、調査及び審査の国際手続きを規定する。
- *知的所有権に関するベトナム社会主義共和国政府とタイ国間協定*、1994年。
- *知的所有権に関するベトナム社会主義共和国政府とオーストラリア国間協定*、1995年。
- *著作権関係の設定に関するベトナム社会主義共和国政府とアメリカ合衆国政府間協定*（「著作権協定」）、1998年。著作権協定に従って、ベトナムは、米国人または米国在住の著作者の作品に対しても、ベトナム人の作品に与えている著作権保護と同一の保護を提供することに同意したので、今日、米国著作権保護はベトナム市民及びベトナムに在住する非ベトナム人の作品にも適用が拡大されている。
- *知的所有権に関するベトナム社会主義共和国政府とスイス国間協定*、1999年。
- *貿易関係に関するアメリカ合衆国とベトナム社会主義共和国間協定*（「米国ベトナム二国間貿易協定」）。2000年7月13日に調印され、2001年12月10日に発効したこの協定は、ベトナムが他国と調印した二国間協定の中で最も包括的な協定である。この米国ベトナム二国間貿易協定の重要なセクション（第II章第1～18条）は、両国に、優先される国際基準（TRIPS協定）に従った知的所有権³保護レベルを規定することを要求している。

米国ベトナム二国間貿易協定を効果的に実施し、ベトナムの法制度全般、及びとりわけ、ベトナム知的所有権法を改正するために、ベトナムは新しい法律文書を立案し、米国ベトナム二国間貿易協定によって影響を受ける既存の法を改正する。

主要な知的所有権法である民法第VI編は直接米国ベトナム二国間貿易協定の第II章によって影響を受ける。現在、法務省（「MOJ」）は、米国ベトナム二国間貿易協定及びTRIPSとの抵触問題に対処するために、第VI編の修正事項を作成している。

³ 米国ベトナム二国間貿易協定第II章第2条(3)項のもとで、「知的所有権」は、著作権および関連する権利、商標、特許、集積回路のレイアウト設計（トポグラフィー）、暗号化プログラム搭載衛星信号、機密情報（企業秘密）、工業デザイン及び植物新種の権利について言及している。

MOJ の監督のもとにある立案チームは知的所有権侵害の民事救済に関する新政府命令を作成中である。立案中の命令の目的は、権利が侵害された知的所有権所有者に対して救済を与える明確な法的根拠を規定することである。

新民事訴訟法は MOJ と最高人民裁判所との共同監督のもとで現在、草案が作成されている。更に、MOJ は先頭に立って、新しい申立て及び告発法の草案を作成し、現在施行されている申立て及び告発法を改正し、新しい判決執行法 (*Law on Enforcement of Judgments*) の草案を作成することを進めている。

B. 著作権及び関連する権利

保護される作品

ベトナムの著作権は、有形媒体で固定された最初の「文芸、芸術及び科学的作品」にある⁴。民法第 747 条 1 項は、以下の通り、「文芸、芸術及び科学的作品」の意味に含まれるいくつかの説明的タイプの作品を一覧表示している。

- 書かれた作品
- 講義、スピーチ
- 演劇作品及びその他の芸術公演
- 映画及びビデオ作品
- ラジオ及びテレビ作品
- 印刷作品
- 音楽作品
- 建築作品
- 彫刻作品及び応用芸術作品
- 写真作品
- 科学プロジェクト、テキストブック及び教材
- トポグラフィー、建築または科学プロジェクトに関連するスケッチ、図面、ダイヤグラム及び地図
- 翻訳された、改作された、リライトされた、作りかえられた、編集された、注釈の付けられた、抜粋された、および寄せ集められた作品
- コンピュータ・ソフトウェア

共和国によって保護されない作品は、公序または道徳に反すると考えられているものである⁵。

著作権の資格

作品は、以下である場合、ベトナムの著作権保護を受ける資格を有する⁶。

- ベトナムの市民である著作者の作品
- ベトナムの市民又は組織が所有する作品
- ベトナムにおいて有形表現媒体で作成及び固定した外国人または外国組織の作品
- ベトナムで最初に発行した外国人または外国組織の作品
- ベトナムが締約している国際条約の下で保護される外国人又は外国組織の作品

⁴ 民法第 747 条 (1) 項、第 747 条 (2) 項、命令第 76 号第 6 条

⁵ 民法第 749 条

⁶ 通達第 27 号第 II 条

更に、通達第 5 号の下で、ベトナムは以下に対しても著作権保護を与える。

- 米国人又は米国に居住地がある作者の作品
- 米国で最初に発行した、米国人ではない、又は米国に居住地がない作者の作品
- ベトナム著作権法で与えられる経済的権利を所有している米国人又は米国居住者の作品、又はそのような権利が、米国人又は米国居住者によって直接又は間接的に支配される司法上の存在実体によって所有されている、若しくは株式又はその他の所有権益の大部分が米国人又は米国居住者によって支配されている司法上の存在実体によって所有されているという作品であるが、但し、そのような権利は、著作権に関するベトナム米国協定の発効日に、米国が批准している多国間著作権協定に批准している国においてそのような作品が最初に発行されてから 1 年以内に取得されたものでなければならない。
- 米国人又は米国居住者である作者の作品で、且つ著作権に関するベトナム米国協定の発効以前に米国で最初に発行された作品で、そのような作品が、全保護期間の満了後、米国の公有に属さなくなった作品。

著作権の取得

著作権付与可能な作品は、その芸術的価値に関係なく、有形の形態で固定されると直ちに自動的に著作権が発生する。ベトナムで著作権を登録する際の要件はない⁷。しかしながら、著作権登録証明書は著作権の有効性について一応の証拠を確定する。これは、著作権侵害訴訟における著作権請求者に有益である。発行された又は発行されていない作品の著作権所有者は、著作権の期間中にいつでも文化及び情報省著作権局で作品を登録できる。

著作権所有者

民法第 746 条 1 項に従って、著作権の最初の所有者は以下の者である。

- 著作者又は共同著作者
- 作品が、雇用の過程で被使用者（著作者）によって作成された場合の使用者
- 著作権作品を委託した者又は組織

著作権所有者に付与される権利

著作者又は著作者の使用者、若しくは委託当事者、若しくはその相続人、若しくはその譲受人である著作権所有者に、著作権によって付与される排他的経済的利益は、民法第 753 条及び命令第 76 号第 8 及び 9 条から、以下に分類することができる。(i) 著作権保護作品を複製すること、

⁷ 民法第 747 条 (2) 項、第 747 条 (3) 項、命令第 76 号第 6 条

(ii) 公式に作品を演じること、(iii) 公式に作品を展示すること、(iv) 販売、賃貸、賃借などによって作品のコピーを一般に配布すること、(v) 作品を改作すること。

著作権によって保護される作品の著作者は、更に、作品の原作者を主張する権利、及び著作者の名誉又は評判を損なうような方法で、他者にその作品を歪曲させない、又は損傷させない権利を持つ。(一般に「著作者人格権」として知られている)これらの権利は譲渡できない権利であり、経済的権利を他者に譲渡した後でさえも、引き続き著作者に存在する⁸。

公正使用

著作権によって保護された作品のある使用は、著作権所有者の許可を必要としない(「公正使用」として知られている)。民法第 760 条は、使用が公正であると判断されるには、特定の者の使用が満たさなければならない次の 4 要件を規定している。

- 作品が発行されて、作品の複製が禁止されていない。
- 非商業的である。
- 作品の通常の利用と矛盾せず、且つ著作者又は著作権所有者のその他の正当な権益を侵害しない。
- 著作者の名前及び作品の出所が明記される必要がある。

民法第 761 条 1 項では、公正であると確認される使用の例を一覧表示し、命令 76 号第 12 条は、ある「公正使用」の境界を明確に定義するための指針を規定している。そのような例には、個人使用のための作品複製も含まれるが、1 つの複写のみが作成されることとする。もう一つの例は保護された作品を引用することであるが、著作者の名前及び作品の出所が明記されることとし、並びにその引用は新規作品の実質的な一部にはならないこととする。民法第 761 条 2 項の下で、公正使用の範囲は、建築及び彫刻作品、並びにコンピュータ・ソフトウェアにまで拡大されない。

著作権期間

民法第 766 条は以下を規定する。

- 著作権は著作者の生存中と著作者の死後 50 年間有効である。
- 共同原作者の作品の場合、著作権は、最後の共同原作者が生存している期間と、その後 50 年間継続する。
- 映画作品、ラジオ作品、テレビ作品、ビデオ作品及び遺作の著作権は、最初の発行から 50 年間存続する。

⁸ 民法第 752 条、770 条

著作者の著作者人格権は無期限に保護される。

譲渡及びライセンス

著作権の所有権は譲渡できる。著作権はライセンスできる。著作権譲渡又は著作権ライセンスは、それが書面で行われないならば、無効である。著作権保護された作品の著作者人格権を、著作者は譲渡できない。

実演家、レコード・ビデオソフトの製作者、及び放送機関の権利（「関連する権利」または「隣接する権利」として知られている）

実演家は次の権利を有する。（１）実演家は演技の際に自己の名前を紹介させる、（２）自己の演技のあらゆる歪曲に反対する、（３）他者に、自己の生演技の一般放送を許可又は禁止する、（４）他者に、自己の演技の音声又は映像録音、並びに普及のためのコピー作成を許可又は禁止する⁹。

レコード（音声テープ及びディスク）及びビデオソフト（ビデオテープ及びディスク）の製作者は、他者に、自己のレコード及びビデオソフトを複製及び配布することを許可または禁止する権利を有する。保護期間はレコード及びビデオソフトの最初の発行から 50 年である¹⁰。

放送機関は、（１）自らの放送の再放送、（２）商業目的のための放送の複製、を許可又は禁止する権利を有する。保護期間は放送の最初の発表から 50 年である¹¹。

C. 発明およびユーティリティ・ソリューション

定義

発明又はユーティリティ・ソリューションは特定の問題に対する「技術的解法」として定義される¹²。

発明特許は、新規であり、発明の段階を伴い、並びに産業上利用可能なあらゆる発明に付与される¹³。

ユーティリティ・ソリューション特許は新しい且つ工業的に適用可能なあらゆる発明に付与される。ベトナムでは、ユーティリティ・ソリューション保護は、あらゆる種類の案件、すなわち製品又は工程と関連しているものについて追求される¹⁴。

⁹ 民法第 775 条

¹⁰ 民法第 777 条

¹¹ 民法第 779 条

¹² 民法第 782、783 条、通達第 30 号第 32 条 2 項 (a)

¹³ 民法第 782 条

¹⁴ 民法第 783 条

ベトナムのユーティリティ・ソリューションについて

「実用新案」(Utility Model)という概念は、中国、ドイツ、日本など、いくつかの国の法律で知られている。実用新案の規定を持つ国々の法律によれば、実用新案はある種の発明であり、特に機械分野において認められている。実用新案が通常の発明と異なるのは、主として次の2つの点においてである。(1)実用新案の場合、必要とされる進歩性(インベンティブ・ステップ)は発明の場合ほど要求されない。(2)一般に、実用新案の保護期間は発明の保護期間よりもはるかに短い。ベトナムの「ユーティリティ・ソリューション」という概念は、上述した実用新案の概念とは全く異なる。ベトナムでのユーティリティ・ソリューションの保護は、どのような対象に関して求めてもよく、たとえば製品又はプロセスに関するものであってもよい。ユーティリティ・ソリューションの特許は、新規の、産業上応用可能な技術的ソリューション全般に対して認められる(進歩性は不要である)。

特許可能性

新規

ある発明/ユーティリティ・ソリューションが技術水準から予期されない場合、その発明/ユーティリティ・ソリューションは新規である。技術水準は(i)出願日又は優先日以前に、書面又は口頭記述により、行使により、若しくはその他のいずれかの方法により、一般に使用可能になるあらゆるもの、及び(ii)先の出願または優先日を持つ国内特許出願の内容、に含まれているものとする。しかしながら、発明/ユーティリティ・ソリューションは、その発明/ユーティリティ・ソリューションが、出願人以外の者によってその出願人の同意なしに発表されていて、且つそのような発明/ユーティリティ・ソリューションの出願が、そのような濫用された発表から半年以内に出願されている場合は、新規性を喪失していないと解釈されるものとする¹⁵。

発明の段階

発明が創造的発想の結果である場合で、且つ技術水準を考えると、それは、技術において通常の技能を持つ者にとっては明瞭でない場合に、その発明は、発明の段階を伴うものと解釈される¹⁶。

特許可能性から排除される内容

命令第63号第4条4号は、特許可能性から排除される発明/ユーティリティ・ソリューションの一覧を網羅的に示している。すなわち、

¹⁵ 命令第63/CP号第4条(1)項

¹⁶ 命令第63/CP号第4条(2)項

- (a) 発見、科学理論
- (b) ビジネスをする際の制度、ルール及び方法
- (c) 教育、指導及び訓練の制度及び方法
- (d) 動物訓練の方法
- (e) 言語システム、情報システム、分類システム及び文書化編集システム
- (f) 建築計画及び計画プロジェクトのための設計及び概要
- (g) 技術的結果ではなく、装飾的又は審美的結果を取得するためにのみ使用される解法
- (h) 記号、時刻表、ルール及び規則
- (i) コンピュータ・プログラム、集積回路のレイアウト設計、数理方法など
- (j) 植物新種又は動物新種
- (k) 人間又は動物の治療のための診断、治療及び外科的方法
- (l) 微生物的工程ではない、植物又は動物に対する本質的に生物学的な工程

発明/ユーティリティ・ソリューション特許の付与手続き

発明特許又はユーティリティ・ソリューション特許を取得するには、所定書式を使用して、且つ所定の情報を記載した出願書をNOIPに提出しなければならない。1つの特許出願には1つの発明/ユーティリティ・ソリューション、若しくは1つの全般的発明概念を構成できるほど関連し合っている1グループの発明/ユーティリティ・ソリューションのみを含めることとする。特許出願には、同じ種類するとき（すなわち、関連案件に対して）又は種類が異なるとき（すなわち、製品及び工程）1つ以上の独立の請求を含めることができる¹⁷。

ベトナムに居住していない外国人、又はベトナムに法律上の代表者、若しくは実在の、且つ有効な、工業又は商業の事業所を持っていない外国法人は、公認ベトナム産業財産権法律事務所を通じて特許保護を申請する必要がある。これらのベトナム産業財産権法律事務所は、産業財産権出願の手続き遂行において外国人産業財産権所有者の代理をする資格を有している¹⁸。

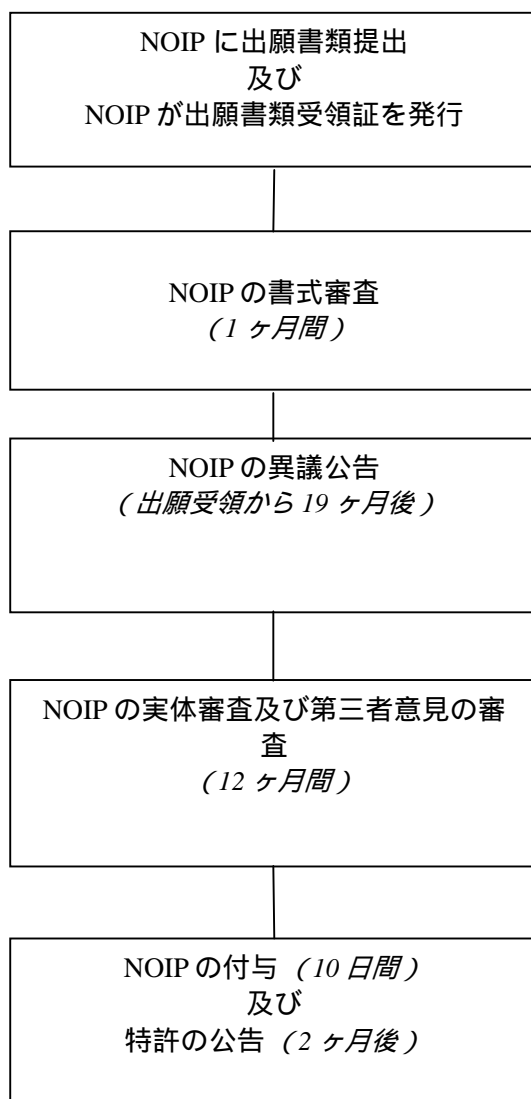
ベトナムは先願主義を採用する¹⁹。

¹⁷ 通達第30号第6条(1)項、第7条

¹⁸ 命令第63号第15条

¹⁹ 命令第63号第16条

通常の特許保護取得手続きは以下の通りである。



出願書類受領証

出願人が出願書類を提出するNOIPは、出願日及び出願番号を記載した出願書類受領証を直ちに発行する²⁰。

書式審査

書式審査は出願日から1ヶ月以内に実施されるものとする²¹。

出願公告

一旦、出願が書式審査後に不備がないとして受理されると、その出願は、出願人からそれ以前の日付の要請がない限り、出願日または優先日から19ヶ月以内に公告される²²。

実体審査

実体審査は要求がある場合にのみ実施される。実体審査要求は、出願日又は優先日から、発明については42ヶ月間、又はユーティリティ・ソリューションについては36ヶ月間の終了までに出願人又は第三者から提出される。要求が提出されると、NOIPがその要求を受理した日又は（要求が発表日以前に提出された場合）出願が公告された日から12ヶ月以内に²³、NOIPは、その発明がすべての特許要件を満たしているかどうか、特にその発明に特許可能性があるかどうかについて審査する。

異議

一旦、特許出願が公告されたら、例えば、その発明は特許可能性がないという理由で、いかなる者もその特許に反対することができる²⁴。

²⁰ 通達第30号第8条

²¹ 通達第30号第16条(1)項

²² 通達第30号第17、18条

²³ 通達第30号第21、22、30条

²⁴ 命令第63号第20条、通達第30号第24条

発明/ユーティリティ・ソリューション特許の付与及び公告

特許の公告、登録、及び付与費用が支払われた日から 10 日以内に、NOIPは出願人に特許を付与する²⁵。付与された特許は、付与決定が発表された日から 2 ヶ月以内に、NOIPによって産業財産権公報に公告されるものとする²⁶。

PCT 出願

PCT締約国として、PCT出願にベトナムを指定することができる。ベトナム国内の段階[Vietnam-National Phase]に入る期間は優先日から 31 ヶ月である²⁷。PCT出願は、出願が書式審査後に受理された日から 2 ヶ月以内に公告される²⁸。PCT出願は、国内特許出願と同様に書式及び内容について審査される²⁹。

特許権所有者の権利

特許権所有者は、特許発明/ユーティリティ・ソリューションを活用する独占権を有する³⁰。しかしながら、その活用では法律に違反する、国及び公共の利益に損害を与える、又は他者の適法な権利及び利益を侵害することがないものとする³¹。

特許期間

発明特許は出願日から 20 年後に終了するものとする。ユーティリティ・ソリューション特許は出願日から 10 年後に終了するものとする³²。

譲渡及びライセンス

特許出願または特許は譲渡できる³³。特許発明又はユーティリティ・ソリューションを活用する権利は、全体又は一部をライセンスすることができる³⁴。特許譲渡又はライセンスは、それが書面において行われず、且つNOIPに登録されていない場合、有効ではない³⁵。

²⁵ 通達第 30 号第 37 条 (1) 項

²⁶ 通達第 30 号第 42 条

²⁷ 通達第 30 号第 58 条、59 条

²⁸ 通達第 30 号第 18 条 (5) 項

²⁹ 通達第 30 号第 63 条

³⁰ 民法第 796 条 (1) 項 (a)

³¹ 命令第 63 号第 49 条

³² 命令第 63 号第 9 条 (2) 項 (a)、第 9 条 (2) 項 (b)

³³ 民法第 796 条 (2) 項、命令第 63 号第 14 条 (2) 項 (e)

³⁴ 命令第 63 号第 35 条 (1) 項

³⁵ 命令第 63 号第 35 条 (2) 項 (c)、第 39 条 (1) 項、第 42 条 (1) 項

特許の無効

第三者は、特許期間中いつでも、NOIPに、その特許が法律に違反した、とりわけ、発明には特許可能性がなかったという理由で、同特許を無効にするよう要求することができる³⁶。

侵害行為

一旦、特許が付与されると、ベトナムの特許、特許発明又は特許ユーティリティ・ソリューションの所有者の同意がなければ、活用は侵害行為を構成する³⁷。

D. 工業デザイン

定義

工業デザイン（意匠）は有用な製品の美学的な側面であり、形状及び/又は線及び/又は色で構成される³⁸。

工業デザイン特許（意匠特許）は、新規であり、工業又は手工芸製品の図案として機能し得る工業デザインに付与されるものとする³⁹。

特許可能性

工業デザインは、出願日又は優先日以前に、それが、行使又は記述により若しくはその他の方法で、至る所で且ついつでも一般に利用されている場合、若しくはそれが、先の出願日又は優先日を持つ国内意匠出願の工業デザインと同一である場合に、新規ではないと判断される。工業デザインは、それが、早期の実施態様と小さい点しか異なっていない場合も、新規ではないと判断される⁴⁰。

保護は以下の意匠には与えられない。（i）当該分野における通常の技能を持つ人によって容易に作成することができる意匠、（ii）技術的結果を取得するためにのみ機能する意匠、（iii）建築物などの固定物の意匠、（iv）使用するとき見えない製品の意匠、（v）もっぱら美学的価値のみを持つ製品の意匠⁴¹。

³⁶ 命令第 63 号第 29 条

³⁷ 民法第 805 条（1）項、命令第 63 条 53 条（1）項

³⁸ 民法第 784 条

³⁹ 民法第 784 条

⁴⁰ 命令第 63 号第 5 条（1）項

⁴¹ 命令第 63 号第 5 条（3）項

意匠特許付与手続き

意匠特許を取得するには、所定書式の出願書類をNOIPに提出する必要がある。1つの意匠出願には1物品の1つの意匠、又はそのような意匠の小さい相違を含めることができる。更に、1セットの物品が意匠出願の主題になることがあるが、但し、例えば、食卓のナイフ、フォーク、スプーン、ティーセットなどのように、それらの物品が、通常、一緒に使用又は販売されることとする⁴²。

ベトナムに居住していない外国人、又はベトナムに法律上の代表者、若しくは実在の、且つ有効な事業所を持っていない外国法人は、公認ベトナム産業財産権法律事務所を通じて意匠特許保護を申請する必要がある⁴³。

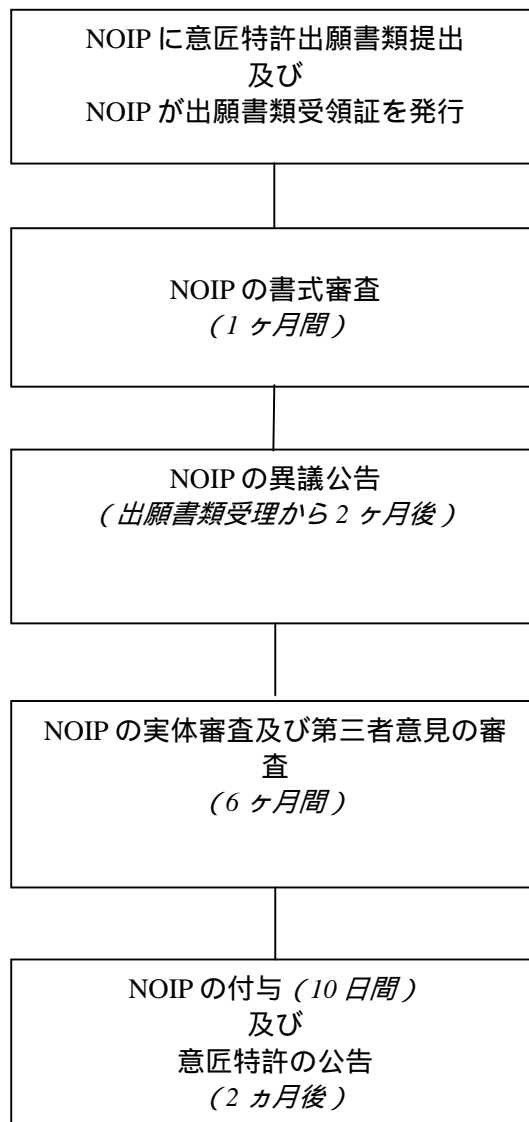
ベトナムは先願主義を採用する⁴⁴。

⁴² 通達第 29 号第 6 条 (1) 項

⁴³ 命令第 63 号第 15 条

⁴⁴ 命令第 63 号第 16 条

通常の意匠特許保護取得手続きは、以下の通りである。



出願書類受領証

出願人が出願書類を提出するNOIPは、出願日及び出願番号を記載した出願書類受領証を直ちに発行する⁴⁵。

書式審査

書式審査は出願日から1ヶ月以内に実施されるものとする⁴⁶。

⁴⁵ 通達第29号第8条

⁴⁶ 通達第29条第16条(1)項

出願公告

出願は、その出願が書式審査後に不備がないとして受理された日から、2ヶ月以内に公告される⁴⁷。

実体審査

書式審査後に不備がないとして正式に受理されたすべての意匠出願は、自動的に実体に関して審査される。実体審査には、かかる意匠出願が完全に受理された日から6ヶ月間を要する⁴⁸。

異議

一旦、意匠特許出願が公告されたら、例えば、その意匠は新規でない、又は意匠保護から排除される主題に該当するという理由で、誰でもその特許に反対することができる⁴⁹。

意匠特許の付与及び公告

意匠特許の公告、登録、及び付与費用が支払われた日から10日以内に、NOIPは出願人に意匠特許を付与する⁵⁰。付与された意匠特許は、付与決定が発表された日から2ヶ月以内に、NOIPによって産業財産権公報に公告されるものとする⁵¹。

意匠特許権所有者の権利

工業デザイン特許はその所有者に、第三者に次の行為をさせない権利を付与するものとする。
(i) 製品の製造において特許意匠を複製する、(ii) 特許意匠を複製する製品を輸入する、販売する、若しくは販売用に提出する、行為である⁵²。意匠特許の下における権利は、小さい点で特許意匠と異なる類似意匠に対して行われる上記の行為についても拡大適用される⁵³。

意匠特許期間

工業意匠特許は出願日から5年後に終了するものとし、更に継続して5年間を2回延長することができる⁵⁴。

⁴⁷ 通達第29号第18条

⁴⁸ 通達第29号第29条(1)項

⁴⁹ 命令第63号第20条、通達第29号第23条

⁵⁰ 通達第29号第35条(1)項

⁵¹ 通達第29号第40条

⁵² 民法第805条(2)項

⁵³ 命令第63号第53条(1)項(a)

⁵⁴ 命令第63号第9条(2)項(c)

譲渡及びライセンス

意匠特許出願または意匠特許は譲渡できる⁵⁵。意匠特許によって付与される権利は、全体又は一部をライセンスすることができる⁵⁶。意匠特許譲渡又はライセンスは、それが書面において行われず、且つNOIPに登録されていない場合、有効ではない⁵⁷。

意匠特許の無効

第三者は、特許期間中いつでも、NOIPに、その意匠特許が法律に違反した、とりわけ、その意匠には特許可能性がなかったという理由で、同特許を無効にするよう要求することができる⁵⁸。

侵害行為

誰かが、意匠特許所有者の同意なしに特許意匠を複製した製品を作成する、輸入する、販売する、又は販売用に提供するとき、侵害が発生する⁵⁹。

E. 商標

定義

ベトナムで保護される標章は異なる3つのタイプ、商標、サービスマーク、団体商標である⁶⁰。

商標は、言葉、句、記号、図案、又は1つ以上の色で提示されるそれらの組み合わせであり、企業間で商品を識別するために使用される。

サービスマークは、製品でなくサービスを識別することを除けば、商標と同一である。

団体商標は、言葉、句、記号、図案であり、標章を所有する団体のメンバーの商品又はサービスと、非メンバーのそれらとを識別するために機能するそれらの組み合わせである⁶¹。

一般に、すべての3タイプの標章を支配する法及び規則は同一であり。便宜上、ここでは、3つすべてを「標章」又は「商標」とする。

⁵⁵ 民法第796条(2)項、命令第63号第14条(2)項(e)

⁵⁶ 命令第63号第35条(1)項

⁵⁷ 命令第63号第35条(2)項(c)、第39条(1)項、第42条(1)項

⁵⁸ 命令第63号第29条

⁵⁹ 民法第805条(2)項、命令第63号第53条(1)項

⁶⁰ 命令第63号第2.7条及び第2.8条

⁶¹ 民法第785条、命令第63号第2.7条及び第2.8条

商標登録可能な記号

ベトナムで商標として登録するには、記号が明瞭である、虚偽ではない、公序または道徳に反していない、並びに類似製品又はサービスの点で他者がすでに提出又は登録した商標と同一ではない、若しくは混乱させるほど類似していない、ものでなければならない。記号は、一文字、複数、または単一の幾何学的形状など本質的に明瞭でないが、二義的な意味の表示によって商標として登録することができる⁶²。

商標権の取得

ベトナムでは、周知商標の場合を除いて、商標は登録によってのみ取得できる。

商標は、登録前に使用されてはならない。

登録

国内商標登録を取得するには、所定書式で出願書をNOIPに提出する必要がある。NOIPの慣行は、ニース条約の下で商品とサービスの国際分類を使用することである。商標出願は1つ以上のクラスを対象とすることができる⁶³。

ベトナムに居住していない外国人、又はベトナムに法律上の代表者、若しくは実在の、且つ有効な工業又は商業の事業所を持っていない外国法人は、公認ベトナム産業財産権法律事務所を通じて産業財産権保護を申請する必要がある。これらのベトナム産業財産権法律事務所は、産業財産権出願の手続き遂行において外国人産業財産権所有者の代理をする資格を有している⁶⁴。

先願主義が適用される⁶⁵。

最初に、出願は出願日から3ヶ月以内に書式について審査される。適法な出願は、書式審査後、出願に不備がないとして受理された日から2ヶ月以内に異議について公報に公告される。そこで、出願は、商標が明瞭である、虚偽でない、早期出願又は早期登録商標と対立しないことを保証するために実体について9ヶ月以内に審査される。審査人が商標に異議を提起した場合、出願者はNOIP上訴委員会に訴えることができる。異議がない場合、若しくは出願者がすべての異議を退けた場合、NOIPはその商標を登録し、登録証明書を発行し、公報でその登録商標を公告する。商標登録の出願に成功した場合（拒否なし、修正なし）、出願日から約14ヶ月以内に登録を取得することが可能である⁶⁶。

⁶² 民法第787条、命令第63号第6条

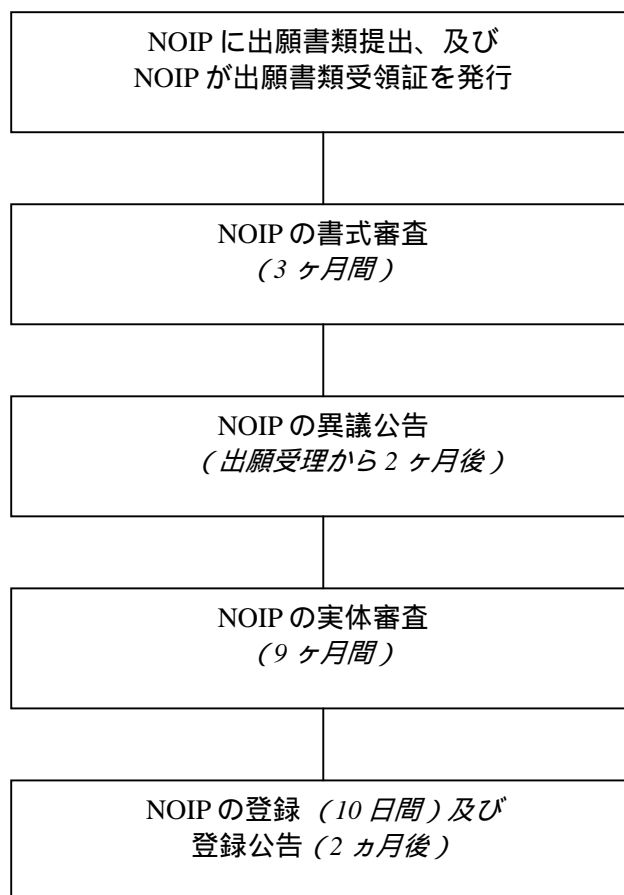
⁶³ 命令第63号第11条(2)項

⁶⁴ 命令第63号第15条

⁶⁵ 命令第63号第16条

⁶⁶ 命令第63号第18条(2)項、第20条、通達第3055号第13条(8)項、第16条

通常の商標登録取得手続きは以下の通りである⁶⁷。



マドリード協定の締約国として、世界知的所有権機関（「WIPO」）に提出される国際商標登録の出願にベトナムを指定することができ、従って、国際商標登録はベトナムにも及んで適用される。

登録により付与される権利

登録商標の所有者は、商標が登録された商品又はサービスに関して、登録商標を使用するベトナムにおける独占権を有する⁶⁸。

⁶⁷ NOIPは、商標登録手続きのための指針を規定する新通達を作成中であり、数ヶ月後に発行される予定である。

⁶⁸ 民法第796条(1)項

登録期間

国内商標登録は付与日に発効し、出願日から 10 年後に終了し、10 年間ずつ無限に更新可能である⁶⁹。国際商標登録は、国際商標登録が産業財産権公報に発表された日に発効し、国際登録期間の終了によって終了する⁷⁰。

周知商標

商標が、市場で継続的に商品又はサービスに使用されるようになると、商標は「周知」と見なされ、従って、広く公知となる⁷¹。

周知商標の権利は、NOIPが発行する周知商標確認決定[Decision of Recognition of Well Known Trademark]によって付与される。商標の周知状態を主張するために、商標所有者はNOIPに周知商標確認決定要求を提出する必要がある⁷²。一旦、NOIPによって商標が周知であると確認されると、所有者が享受する権利は永久になる⁷³。

周知商標の所有者は、所有者の同意のないすべての者に、使用によって商品又はサービスの出所に関して、若しくはビジネス提携又は関係に関して混乱を生じさせる可能性がある場合に、例えば、それらは、所有者の商品又はサービスと同一でない、それに類似していない、又は関連していないものなど、いずれかの商品又はサービスに同一又は類似記号を使用させない権利を持つものとする⁷⁴。

譲渡及びライセンス

商標の所有者は商標出願又は登録を譲渡できる⁷⁵。登録商標を使用する権利は全体または一部をライセンスすることができる⁷⁶。商標譲渡またはライセンスは、それが書面において行われ、NOIPに登録されていない場合は有効ではない⁷⁷。

⁶⁹ 命令第 63 号第 9 条 (2) 項 (d)

⁷⁰ 命令第 63 号第 10 条 (1) 項

⁷¹ 命令第 63 号第 2 条 (8) 項 (B)

⁷² 命令第 63 号第 8 条 (3) 項、第 11 条 (1) 項

⁷³ 命令第 63 号第 10 条 (1) 項

⁷⁴ 命令第 63 号第 53 条 (1) 項 (c)

⁷⁵ 民法第 796 条 (2) 項、命令第 63 号第 14 条 (2) 項 (e)

⁷⁶ 命令第 63 号第 35 条 (1) 項

⁷⁷ 命令第 63 号第 35 (2) 項 (c)、第 39 条 (1) 項、第 42 条 (1) 項

不使用登録商標の取り消し

登録商標の所有者が適法な理由なしに、不使用と主張された以前の 5 年間の内に商標を使用しなかった場合、その登録商標は登記簿から取り消されるものとする⁷⁸。

登録商標の無効

第三者は、登録期間中はいつでも、NOIPに、その登録が法律に反して付与されたという理由で、登録の無効を要求することができる⁷⁹。

侵害行為

登録商標の所有者の同意なしに商業で、所有者の商標が登録されている商品又はサービスと同一の、類似の、若しくは関連した商品又はサービスに、同一又は類似記号を使用し、そのような使用が、商品又はサービスの出所について混乱の恐れを引き起こす場合、そのような使用は侵害行為を構成する⁸⁰。

F. その他の知的所有権

地名表示及び原産地呼称

地名表示は、製品がある国、地域又は場所で作り出されることを示すために、並びに製品の品質又は特有の特性が本質的に地名起源と関係しているときに使用される言葉、名前、記号又は図案である⁸¹。

原産地呼称は、製品がそこで作り出されたことを示すために、並びにその製品の品質又は独特の特性が、自然及び人的要因などの地理的環境によるものであるときに使用される国又は場所の地名である⁸²。

すなわち、「地名表示」は、名前のみならず、言葉、記号及び図案も表しているが、「原産地呼称」は地名のみを表している。

地名表示は出願または登録の義務なしに保護される⁸³。

原産地呼称はNOIPへの登録を通じてのみ保護される⁸⁴。原産地呼称の登録は永久である⁸⁵。

⁷⁸ 命令第 63 号第 28 条 (2) 項 (c)

⁷⁹ 命令第 63 号第 29 条

⁸⁰ 命令第 63 号第 53 条 (1) 項 (b)

⁸¹ 命令第 54 号第 10 条 (1) 項

⁸² 命令第 63 号第 7 条 (1) 項

⁸³ 命令第 54 号第 5 条

⁸⁴ 命令第 63 号第 8 条 (1) 項

海外の地理名の場合、保護は、原産国でそのようなものとして保護されている名前の上に保護が付与される⁸⁶。

当該表示を持つ商品の地名起源について一般公衆を惑わす可能性がある、保護された地名表示と同一又は類似の表示の使用は、侵害を構成する⁸⁷。

商号

商号はビジネス実体を確認する名前である。商号として保護されるために、表示は、発音可能であり、並びにその表示を使用するビジネス実体と、同じ分野のビジネスに存在する他の実体と区別できる文字（及びあるいは数字）で構成される必要がある⁸⁸。

同じ領域及び同じ分野のビジネスの中で、若しくは早いうちに保護された商標によって、すでに使用されている、若しくは省庁や政治組織の名前など、排除される特定の分類に該当する早期の商号と混乱する可能性がある場合、商号は保護されない⁸⁹。

商号は保護される。出願又は登録の義務なしに保護され⁹⁰、並びに所有者が商号のもとでビジネス運営を維持する限り保護される⁹¹。

商号は、使用が一般公衆を惑わす恐れがある場合、他者が同一又は類似の商品又はサービスに同一又は類似の表示を使用することに対して、保護される⁹²。

企業秘密

企業秘密としての資格を取得するには、情報が以下であることとする。

- (i) 共用であってはならない（すなわち、実質的に秘密でなければならない）。
- (ii) 所有者にとって商業的に価値があり、それを有していない競争者よりも所有者に優位を与えてくれるものでなければならない。
- (iii) 情報が依然として秘密であることを保証するために、所有者によって講じられる適切な措置に従ったものである⁹³。

⁸⁵ 命令第 63 号第 9 条（2）項（e）

⁸⁶ 命令第 63 号第 7 条（1）項

⁸⁷ 命令第 54 号第 19 条

⁸⁸ 命令第 54 号第 14 条（1）項

⁸⁹ 命令第 54 号第 14 条（2）項

⁹⁰ 命令第 54 号第 5 条

⁹¹ 命令第 54 号第 17 条

⁹² 命令第 54 号第 20 条

⁹³ 命令第 54 号第 6 条（1）項

企業秘密は、出願または登録の義務なしに保護され⁹⁴、並びに、それらが上述した保護条件を満たす限り保護される⁹⁵。

命令第 54 号第 18 条は、侵害行為には以下を含めることを明記している。

- (i) 企業秘密の正当な所有者が講じた予防措置の裏をかくことによって企業秘密にアクセスする又は取得すること
- (ii) 企業秘密の正当な所有者の同意なしに企業秘密を開示または使用すること
- (iii) 秘密を維持するために契約に違反すること、若しくは企業秘密にアクセス、取得、及び開示するために、企業秘密を保護することが義務である者を欺くこと
- (iv) 行政当局が講じた予防措置の裏をかくことによって、ベトナム市場に製品を流通させるためにビジネス・ライセンス又はライセンスの申し込みの主題である企業秘密にアクセスする又はそれを取ること、若しくは商業目的のために企業秘密を使用すること

不正競争に反対する権利

ベトナムはパリ条約の締約国であるが、その第 10bis 条は直接、国内法のように適用されない。商法第 9 条及び命令第 54 号はベトナムの不正競争に対する保護の法的根拠を規定する。一般に、国内法は、パリ条約第 10bis 条によって考察される不正競争に対してより幅広い保護を規定している。

命令第 54 号第 24 条によれば、不正競争の行為には、例えば、以下が挙げられる。

- ビジネス実体、ビジネス事業所、ビジネス活動、商品又はサービスに関する不正確な認識または情報を作り出すために商業表示⁹⁶を使用する。
- 他者の投資業績⁹⁷をその者の許可なしに無断占有する、使用する。

すなわち、この規定は、登録されていない標章、取引慣行[trade dresses]、及び非開示情報の侵害に対して措置を講じるための詳細な法的根拠を規定している。不正競争に対する保護は、登録商標と同一又は類似の標章が、商標が登録されている商品/サービス以外の商品/サービスに使用されていて、その使用によって混乱が生じる可能性がある場合にも適用される。

⁹⁴ 命令第 54 号第 5 条

⁹⁵ 命令第 54 号第 8 条 (2) 項

⁹⁶ 命令第 54 号第 4 条 (1) 項によれば、「商業表示」とは、商標、商号、ビジネス図案、ビジネス・スローガン、地名表示、工業デザイン、製品ラベルなど、商品とサービスの取引に関する指針を提供することを想定した記号および情報を意味する。

⁹⁷ 命令第 54 号第 4 条 (3) 項によれば、「投資業績」とは、財政又は知的投資によってもたらされる技術、発明、ユーティリティ・ソリューション、企業秘密などの形式における知識、情報を意味する。

新種の植物品種

命令第 13 号は、農業及び森林のものである新種の植物品種を作り出す者に特許のような保護を与えている。

保護を受ける資格を得るには、その新種が、農業及び農村開発省（「MARD」）によって発行された、特徴的な、不変の、安定した、新規の、並びに許容可能な名称が与えられた保護可能な植物種及び属のリストの中になければならない⁹⁸。

植物品種証明書は MARD によって付与され、以下の行為が保護された品種の繁殖成分に関して、及び保護された品種を植えることによって得られる収穫の産物に関して許可なしに行われたとき、その行為から他者を排除する権利を所有者に与える。

- 商業目的で再生又は繁殖若しくは処理する。
- 販売用に提供する。
- 販売する、又はその他のビジネスをする
- 輸出する
- 輸入する
- 上述した目的のいずれかのためにとっておく⁹⁹。

しかしながら、品種改良をする者（ブリーダー）の権利は、自分の農場での次の作付けのために、又は販売目的ではなく他の農民と交換するために農民が行う種子の生産までは拡大して適用されない¹⁰⁰。

新しい植物品種の保護期間は保護資格の付与日から樹木に対して 25 年、その他の種については 20 年である¹⁰¹。

集積回路のレイアウト設計

命令第 42 号のもとで保護を受けるには、半導体集積回路のレイアウト設計が、それらが作成者自身の知的努力の結果であり、並びに作成時にレイアウト設計の作成者や集積回路の製造者の間でありふれていないという意味で、独創的 でなければならない¹⁰²。

⁹⁸ 命令第 13 号第 4 条

⁹⁹ 命令第 13 号第 11 条 (1) 項

¹⁰⁰ 命令第 13 号第 11 条 (7) 項 (b)

¹⁰¹ 命令第 13 号第 9 条

¹⁰² 命令 42 号第 4 条

レイアウト設計がベトナムで保護を受けるには、最初に、登録証明書申請書をNOIPに提出する必要がある。その申請が適切な書式で行われ、申請の主題が保護要件を満足させていることを審査人が納得した場合、登録証明書が付与される¹⁰³。

レイアウト設計の登録証明書はベトナム社会主義共和国の領域全体で有効である。保護期間は保護資格の付与日から始まり、次の期日のどちらか早い方で終了する。

- 付与日から数えて 10 年間の終了日
- そのレイアウト設計が世界のどこかで最初に商業利用された日から数えて 10 年間の終了日
- レイアウト設計の作成日から数えて 15 年間の終了日¹⁰⁴

レイアウト設計の所有者は、レイアウト設計を活用する、若しくはいずれかの者が商用目的で次の行為を行うことを禁止する権利を有する。

- 保護されたレイアウト設計を複写する、保護されたレイアウト設計に従って集積回路を作成する
- 保護されたレイアウト設計のコピー、保護されたレイアウト設計に従って製造された集積回路、又はそのような集積回路を搭載した物品を流通する、輸入する¹⁰⁵。

¹⁰³ 命令第 42 号第 6 条

¹⁰⁴ 命令第 42 号第 7 条 (2) 項

¹⁰⁵ 命令第 42 号第 22 条

第 II 章 知的所有権の行使

侵害があった場合にベトナムで知的所有権（「IPR」）所有者が利用できる IPR を行使する措置には、以下のものがある。

- 情報措置（非手続き的措置）
- NOIP 又は MARD における措置
- 行政措置
- 国境措置（関税）
- 民事措置
- 刑事措置

A. 情報措置

時には、侵害又は不正行為をしている者に知的所有権（「IPR」）所有者からの警告書の送付によって十分そのような行為を止めさせることができる。一般に、NOIP による侵害結論を伴わない警告書は無視されることが多い。

偽造に関する情報を最も普及している新聞又は雑誌で公表して、実際の製品と偽造品とを識別するためのアドバイスを一般公衆に提供することも可能な又は既存の侵害若しくは不正行為を止めさせる効果的な方法であり、それは、商標の所有者によってもよく使用される方法である。

B. NOIP 又は MARD における措置

発明、ユーティリティ・ソリューション、工業デザイン、商標、原産地呼称、及び植物変種の場合、命令第 63 号第 20、29 条、命令第 13 号第 8 条（3）項及び 16 条によれば、先の IPR 所有者は、特許又は登録証明書の付与に反対することができる、若しくは後の出願、若しくは後に登録された/特許が与えられた物体が、先の権利と対立する場合は、NOIP 又は MARD で、付与された特許又は登録証明書を無効にすることができる。

C. 行政措置

「刑事責任のレベルに達しない」程度で、発明特許、ユーティリティ・ソリューション特許、工業デザイン特許、登録商標、登録原産地呼称及び著作権を侵害する者は故意か、故意でないかに関わらず、行政的に罰則が課されるものとする¹⁰⁶。

今のところ、知的所有権侵害を対処するにあたって行政的実施が最も生産的なアプローチであることが判明しており、最初にベトナムにおける試行が推奨されている。海外諸国では通常、救済策のほとんどは民事裁判所で得るが、IPR 所有者は、行政手続きを介して、ベトナム裁判所の民事手続きよりも迅速な救済策を得ることができる。

行政措置実施機関

命令第 12 号及び第 31 号は、次の行政機関に、行政手続きをとって、行政罰を課す権限を付与している。

- 様々なレベルの人民委員会（州、中央省庁の直轄市、都市及び農村の行政区、町及び州市）
- MOST 並びに科学及び技術省（「DOST」）の産業財産権特別調査官、文化及び情報分野の特別調査官
- 経済警察官、州警察長官、行政区警察長官
- 関税局¹⁰⁷
- 市場管理班

一般に、様々なレベルの人民委員会職員及び調査官には知的所有権法に関して重要且つ手続き的な知識が欠落しており、十分な素養もなく、スタッフも不足している。実際、IPR の侵害を取り扱うには、経済警察及び市場管理局が最も利用されている。

警察省経済警察部[Department of Economic Police]は、IPR 侵害など様々な経済犯罪を扱う機能を持っている。中央当局または州のもとにある各々の市（すなわち、ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン）にも同じ機能を持つ経済警察局[Economic Police Bureau]がある。経済警察は IPR 侵害の取り扱いにおいて他の行政省庁よりも優位に立つ。すなわち、（i）経済警察はある状況のもとで、違反者とされる者の家屋で調査又は捜索することができる、（ii）経済警察職員は調査及び捜索について十分な経験を積んでいる、（iii）経済警察はある場合において違反者のビジネス・ライセンスを停止させる権限も持つ。

¹⁰⁶ 命令第 12 号第 1 条（1）項、第 2 条（2）項、命令第 31 号第 1 条（1）項、第 1 条（2）項

¹⁰⁷ 詳細は、以下のセクションD「境界措置」を参照。

貿易省市場管理部[Market Management Department]（「MMD」）は、貿易業者貿易法への遵守を監視する、商品密輸、市場に流通している禁止商品及び偽造品を発見する、並びに違反者に制止措置を適用して、行政罰を課す権限が与えられている。約 5,000 人の市場管理職員は、中央当局および州のもとにある 61 の市にある 500 以上の市場管理班（「MMU」）に分けられている。MMU には金銭賠償を裁定する権限はない。

適用される行政罰

各侵害行為について、警告または罰金が課される¹⁰⁸。

命令第 12 号第 3 条（1）項によれば、「非意図的な違反及び軽減要素のある軽度な初回違反」に対して警告書が発せられる。罰金は侵害の「性質及び軽重」に応じなければならない。罰金の最高額は、大規模な組織的侵害の場合に 1 億ベトナムドン（「VND」）であるが、まだ刑法のもとで処罰される程度ではない¹⁰⁹。

主要な形態の罰の一つ - 警告又は罰金 - の他に、侵害の内容および軽重によって、産業財産権違反者は次の追加的な罰も 1 つ以上受けることがある¹¹⁰。

- 違反者のビジネス・ライセンスが取り上げられる。
- 侵害製品、若しくは宣伝または販促材料、及び侵害製品を製造するために使用された手段は押収される。
- 商品、製品及びビジネス手段から侵害要素を除去するよう命令される。
- 侵害によって生じた損害について商標所有者に損害賠償を支払うよう命令される。損害賠償は産業財産権所有者と違反者の間で合意の原則に従って行われる。最高 100 万 VND までの損害に関して、当事者が合意に至らない場合、罰を課す当局が賠償レベルを決定する。100 万 VND を越える損害について、当事者が合意に至らない場合、この案件は民事訴訟のもとで処理されなければならない¹¹¹。
- 侵害要素を持つ物品、「人体に害を与える標準以下」の侵害製品を破棄するよう命令される。

命令第 31 号によれば、各侵害行為に対して、著作権を侵害した組織又は侵害した者は、警告書又は罰金という 2 つの主要な形態の行政罰のうちの 1 つを受ける。更に、侵害の内容及び軽重によって、侵害した組織または個人は、付随した次の罰のうちから 1 つを受けることがある。
（i）侵害製品を没収する命令、（ii）侵害製品を製造するために使用した手段を没収する命令。

¹⁰⁸ 命令第 12 号第 3 条（1）項

¹⁰⁹ 命令第 12 号第 9 条（2）項

¹¹⁰ 命令第 12 号第 9 条（4）項、第 9 条（5）項

¹¹¹ 命令第 12 号第 3 条（2）項（c）

手続き

IPR 行使のための行政手続きは以下の通りである。

- *予備調査の実施。* 行政救済を迫るために、IPR 所有者又はその流通業者、若しくは IPR 所有者が雇った民間調査人又は現地の産業財産権法律事務所は、侵害製品を製造して流通させている場所、及び違反者の侵害活動に関して一般証拠を収集するために予備調査を実施する必要がある。
- *申し立ての提出。* 一旦、上述した証拠が収集されたら、IPR 所有者は IPR 侵害について、侵害が起こった場所にある 1 つ以上の行政実施省庁[administrative enforcement authorities] (「AEA」) に申し立てを提出する必要がある。
- *申し立ての内容。* 申し立てには以下のものを提出する必要がある。(i) 保護権原のコピー (特許、登録証明書など)、(ii) 違反者に関する情報 (名前、住所、営業種目)、及び (iii) IPR が侵害されているという、IPR 所有者又はその調査人が収集した証拠。
- *NOIP から侵害結論の取得。* 実際、申し立てられた侵害が明らかになった場合を除いて、AEA は、NOIP からの侵害という結論を伴う場合にのみ、特許又は商標登録の侵害に関する申し立てを受理する。NOIP の侵害結論を取得するには、産業財産権の所有者又は現地の産業財産権法律事務所は申し立て及び侵害製品の見本又は写真を NOIP に提出する必要がある。NOIP から侵害結論を取得するには、申し立ての提出から約 10~15 日を要する。
- *AEA の追加調査実施。* 申し立てを受理すると、AEA は追加調査を実施して、その申し立てが真実であるかどうかを確認するか、又は侵害の内容及び範囲に関して証拠を収集する。AEA が、侵害は刑事責任の基準を満たしていることを確認すると、その案件は当該人民検察院に移送される¹¹²。
- *行政査察の実施。* AEA が次に実行する手順は、行政査察を実施することである。違反者は直ちに侵害を止めるよう命じられる。AEA は行政的侵害のメモをとり、確実に証拠が破棄又は改変されないようにするために一時的に侵害商品と生産手段を封印することがある¹¹³。
- *NOIP/DOST との協議。* 行政的侵害に関するメモが作成された後、侵害の処理には、侵害に関する意見と結論、及び適切な侵害処理の救済策が必要であると判断された場合、AEA は資料

¹¹² 通達第 825 号第 17 条 (1) 項。(産業財産権の分野における行政罰に関する 1999 年 3 月 6 日付政府令第 12 号を実施するための指針を規定する 2000 年 5 月 3 日付科学技術環境省通達第 825/2000/TT-BKHCMNT 号 (通達第 825 号))

¹¹³ 令第 12 号第 14 条 (1) 項、第 14 条 (2) 項、通達第 825 号第 14 条 (1) 項

ファイルと証拠をNOIP又は現地のDOSTに提出する必要がある。資料ファイルを受理してから 10 日以内に、NOIPまたは現地のDOSTはAEAに意見を送付しなければならない¹¹⁴。

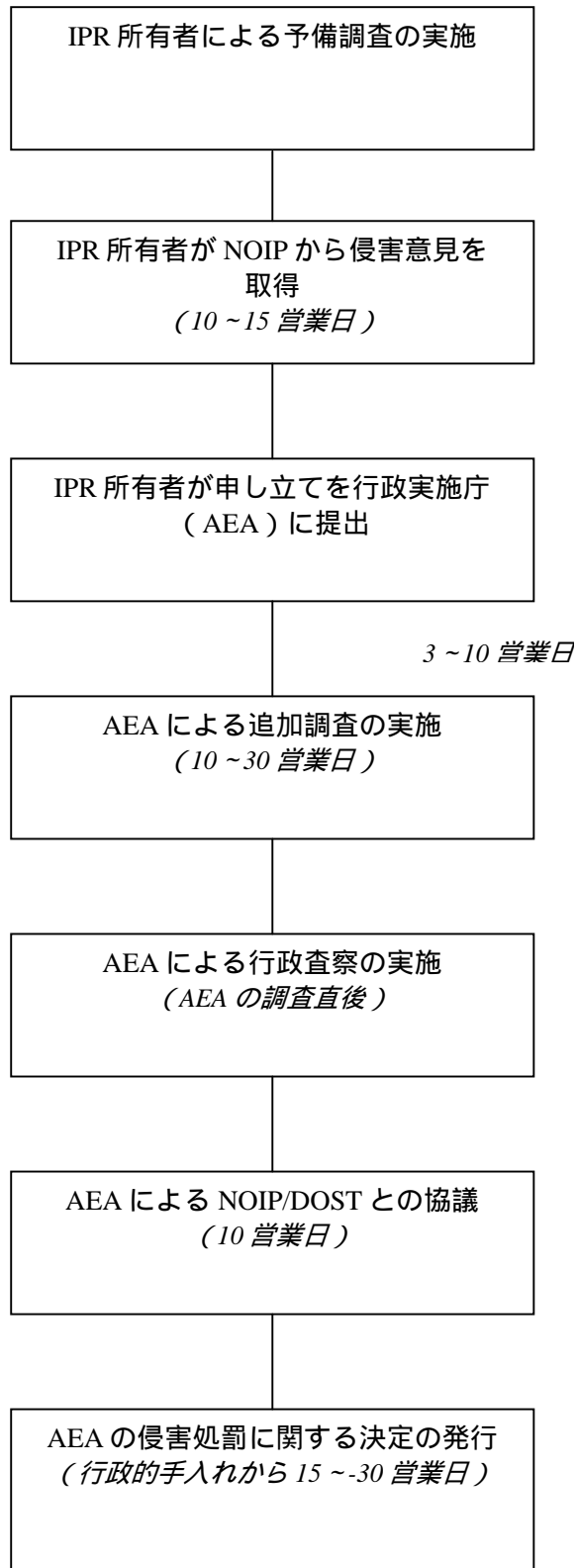
- *侵害への処罰に関する決定の発行。* 行政的侵害に関してメモを作成してから 15 日以内に、AEAは侵害の処罰に関する決定をする必要がある。重大又は複雑な侵害があった場合、この 15 日間は最高 30 日間まで延長されることがある¹¹⁵。

処罰される違反者が、処罰決定の受理から 5 日以内に、自主的にその処罰決定に従わない場合、違反者に対して強制的に決定が実施される¹¹⁶。

¹¹⁴ 命令第 12 号第 14 条 (3) 項

¹¹⁵ 命令第 12 号第 14 条 (4) 項

¹¹⁶ 命令第 12 号第 20 条 (1) 項



行政決定に対する上訴手続き

AEAの決定は、行政違反処理法令[Ordinance on the Handling of Administrative Violations]、行政事件解決手続法令[Ordinance on Procedures for Settling Administrative Cases]、並びに申し立て及び破棄に関する法[Law on Complaints and Denunciations]のもとで上訴できる¹¹⁷。

注

IPR 所有者は行政措置を通じて直ちに行政救済を取得できるが、このような実施は次のいくつかの主要な欠点を明らかにした。

- 損害賠償最高額は 1,000,000 VND である。
- 行政救済は、侵害者に知的所有権侵害を抑止させるほど厳しくない。
- 一般に AEA は、高度な知的所有権侵害を取り扱うにあたって専門知識及び資源の点で不十分である。

D. 国境措置

関税 IPR 局

ベトナム関税制度は財務省の下にある関税総局（GDC）、中央当局の下にある州及び市の関税部 [Department of Customs]、並びに国境ゲートの関税班[Customs units]で構成される¹¹⁸。

関税部の最も重要な機能の 1 つは、国境で輸入又は輸出される製品を管理及び検査すること、とりわけ、違法な国境取引と戦うことである¹¹⁹。関税法[Law on Customs]のもとで、この権限は知的所有権にまで拡大される。関税法第 57 条及び 58 条によれば、知的所有権の所有者は、知的所有権が侵害されているという有効な理由を自ら持っている商品の輸入及び輸出を中止させるよう関税部に要求する権利を有するものとする。知的所有権所有者が、輸入または輸出に反対する書面通知、知的所有権が侵害されたという証拠、及び保証金又は同等な保証を提出すると、関税部が措置を講じる。

手続き

¹¹⁷ 命令第 12 号第 21 条 (2) 項、命令第 31 号第 68 条 (2) 項、第 68 条 (3) 項

¹¹⁸ 関税法第 13 条

¹¹⁹ 関税法第 11 条

命令第 101 号第 14 条¹²⁰及び通達第 58 号第 III 編¹²¹で規定された国境措置手続きは、以下の通りである。

- *差し止め申立ての提出*

命令第 101 号第 14 条によれば、関税部に措置を講じてもらうために、IPR 所有者又は正当に権限を付与された者は以下を行う必要がある。(i) 関税部に、商品の輸入及び輸出を差し止めるよう要求する申し立て¹²²を提出する、(ii) 不当な差し止めにより宣言者に生じるあらゆる費用を賄うために保証金として「商品の委託額の 20% に等しい金額を前払金として預ける」、(iii) その者が、主張された権利の所有者であることを証明する証拠を提出する、及び (iv) 侵害とされることについて予備情報を提供する。

- *提出先*

命令 101 号第 14 条は、申し立ては、「当該商品が輸入又は輸出される」関税事務所の所長に提出されなければならないと規定している。申し立て人が輸入/輸出の場所をほとんど知らない、並びに侵害商品はたいてい 1 箇所以上の場所からベトナムへの出入りをしているので、この要件は全く不合理である。申し立てを「より容易」にするために、通達第 58 号は、第 3 条 2 号 1-1 で、申し立てが長期の書式で行われ、主張された実施範囲が、2 箇所以上の州/市の関税部によって管理される場所を対象としている場合、著作権実施の申し立ては中央の GDC に提出されなければならないと明記している。

- *疑わしい商品の差し止め決定*

申し立てが受理されると、関税部は疑わしい商品の差し止めを決定する。そのような決定は正当な所有者（またはその代理人）及び宣言者に通知される。差し止めは「一時的な差し止め決定の発行から 10 日間であるものとし」、書面要求があり、且つ追加保証金を支払えば、さらに最高 10 日間延長することができる¹²³。

- *疑わしい商品の差し止め解除*

申し立て人が証拠、若しくは商品の委託が知的所有権を侵害しているという当該省庁（例えば、NOIP）の結論を提出しない場合、若しくは「10 日（又は延長された場合、20 日）以内に管轄共和国管理機関又は裁判所からの書面要請がない」場合、関税部は商品の差し止めを

¹²⁰ 関税法の関税手続き、及び関税監視及び調査体制[Customs Supervision and Examination Regime]のある規定の実施に関する細則を規定する 2001 年 12 月 31 日付政府命令第 101 号（「命令第 101 号」）。

¹²¹ 関税庁における輸入品及び輸出品の著作権保護を指導する 2003 年 10 月 17 日付文化及び情報省財務省間通達第 58/2003/TTLT-BVHTT-BTC 号（「通達第 58 号」）。関税庁における産業財産権の実施のために同様な通達が MCI 及び MOF によって作成中である。

¹²² 通達第 58 号は 2 つのタイプの申し立て、長期書式及び短期書式を規定している。長期書式は関税実施を求める一般申し立てであるが、短期書式は特定の出荷について使用される。検討中の産業財産権通達は、関税実施に関する一般要求と特定要求間にこうした区別を設けていない。

¹²³ 命令第 101 号第 14 条 (a) 項、第 14 条 (b) 項、及び第 14 条 (c) 項

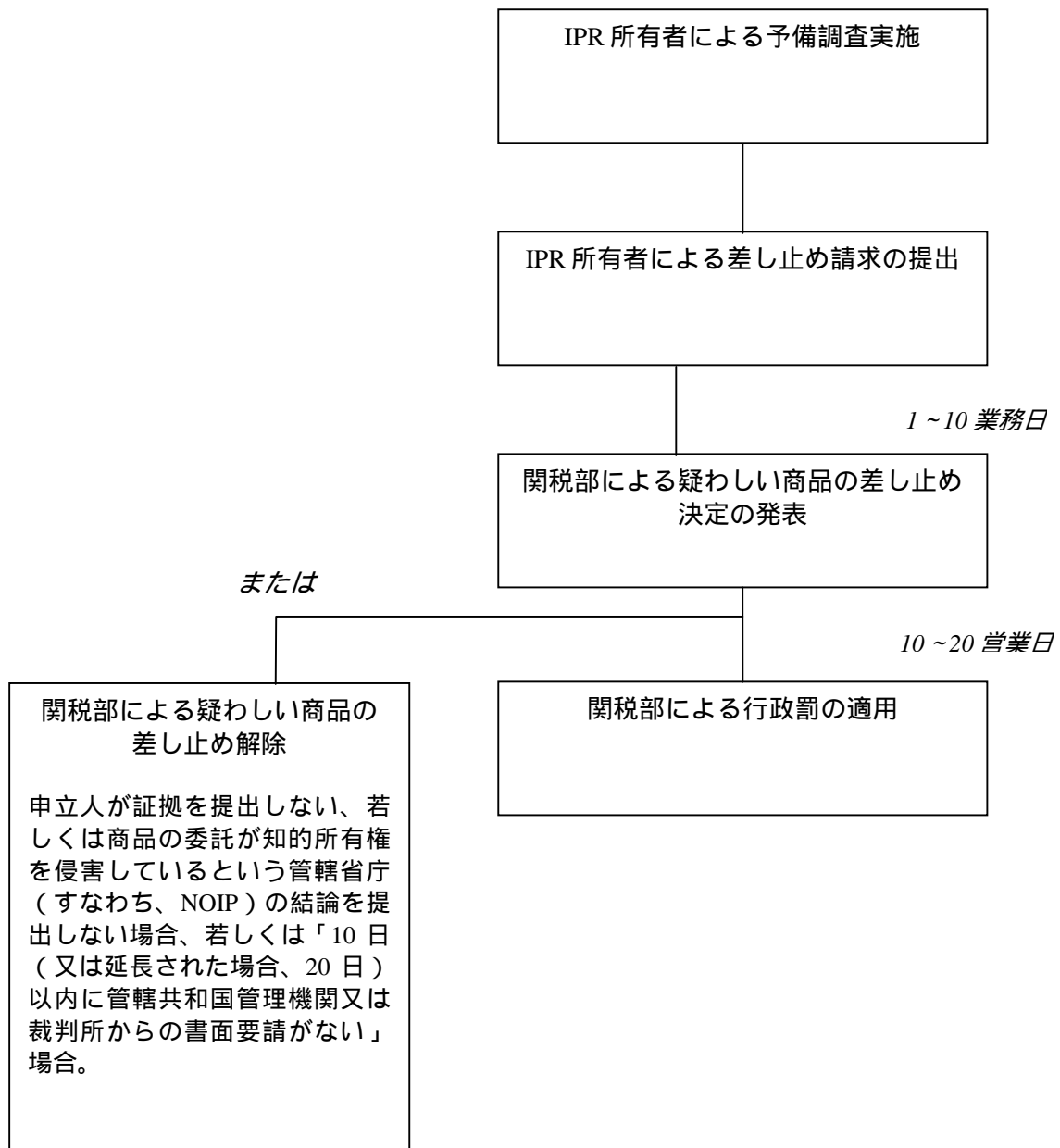
解除し、申し立て人に、差し止めによって生じたすべての損害、保管料及びその他の費用を宣言者に支払うよう要求する¹²⁴。

- *行政罰の適用*

知的所有権が侵害されていることが判明すると、関税部は、警告書から罰金まで行政罰を課す権限を有する。場合によっては、侵害商品の没収及び破棄などの追加罰則も課されることがある¹²⁵。

¹²⁴ 命令第 101 号第 14 条 (2) 項 (d)

¹²⁵ 命令第 101 号第 14 条 (2) 項 (e)、通達 58 号第 3 条 5 項 1-1-1。詳細は、セクションC、上記セクションC「行政措置」を参照。



行政決定に対する上訴手続き

関税部の決定は、行政違反処理法令[Ordinance on the Handling of Administrative Violations]、行政事件解決手続法令[Ordinance on Procedures for Settling Administrative Cases]、並びに申し立て及び破棄に関する法[Law on Complaints and Denunciations]のもとで上訴できる¹²⁶。

注

以下を念頭に入れておく必要がある。

- 国境手続きはすべての IP 権利（発明/ユーティリティ・ソリューション、工場デザインの特許を含む）及び（故意又は非故意の）すべての IP 侵害について適用される。
- 関税法、命令第 101 号及び通達 58 号には、関税部に特別注意を要する故意の侵害である「商標偽造」及び「著作権海賊行為」に関する法的定義はない。
- ベトナム関税部には、IPR を実施する職権上の権限は付与されていない。
- 国境措置の救済は行政上のものである。

E. 民事及び刑事措置

裁判制度

ベトナムの裁判所階層には、以下の裁判所が含まれる。

- 最高人民裁判所
- 中央当局の下にある州又は市の人民裁判所（以後、「地方人民裁判所」と呼ぶ）
- 州当局の下にある州および市町村行政区、州の町及び市の人民裁判所（以後、「地区人民裁判所」と呼ぶ）

これらの裁判所の他に、軍事裁判所及び特定の状況の下で国会が設立する権限を有する特別裁判所がある¹²⁷。

最高人民裁判所は、ベトナムの最高の司法裁判所であり¹²⁸、その長は首席裁判官で、その席はハノイ、ダナン、及びホーチミン市に置かれる。

¹²⁶ 通達第 58 号第 IV 編

¹²⁷ 人民裁判所の組織に関する法律第 2 条（2002 年 4 月 2 日に国会で成立）

¹²⁸ 人民裁判所の組織に関する法律第 18 条（1）項

最高人民裁判所は、以下によって構成される。

- 最高人民裁判所の裁判官評議会[Council of Justices]
- 中央軍事裁判所
- 刑事裁判所
- 民事裁判所
- 経済裁判所
- 労働裁判所
- 行政裁判所
- 控訴裁判所
- 国会の常務委員会によって随時設立される場合があるその他の裁判所
- 補助職員¹²⁹

最高人民裁判所は下級裁判所からの控訴を審理する。又、最高裁判所は、下級裁判所が言い渡した判決や決定が実施された事件の監督及び審査手続きを行う権限を持つ¹³⁰。

地方人民裁判所は、第一審事件（地区人民裁判所が審理するもの以外）及び地区人民裁判所からの控訴を審理する。又、地方人民裁判所は、地区人民裁判所が言い渡した判決や決定が実施されている事件の監督及び審査手続きを行う権限を持っている¹³¹。

地方人民裁判所は、以下によって構成される。

- 判事委員会[Committee of Judges]
- 刑事裁判所
- 民事裁判所
- 経済裁判所
- 労働裁判所
- 行政裁判所
- 国会の常務委員会によって随時設立される場合があるその他の裁判所
- 補助職員¹³²

地区人民裁判所は、少額又は軽罪が関係する第一審事件を審理する管轄権を持つ最下級司法裁判所である¹³³。

¹²⁹ 人民裁判所の組織に関する法律第 18 条（2）項

¹³⁰ 人民裁判所の組織に関する法律第 20 条

¹³¹ 人民裁判所の組織に関する法律第 28 条

¹³² 人民裁判所の組織に関する法律第 27 条

¹³³ 人民裁判所の組織に関する法律第 32 条

民事救済

民法第 12 条 (2) 号第 759 条及び第 796 条 (1) 項 (c) の下では、2 つの主要な救済手段は (i) それ以上の権利侵害に対する差止め命令による救済、及び (ii) 損害の補償、である。知的所有権立法に関して特に規定されていないが、実際には、ベトナムの裁判所は多くの場合、原告の失われた販売額又は被告の権利侵害の結果としての原告の利益に基づいて損害賠償金を計算する¹³⁴。

事件処理の途上で、裁判所は、独自のイニシアティブ又は検察院もしくは事件当事者の提出した請求により、「当事者の緊急の要求に一時的に対処するため又は証拠を保全するために」暫定処置を認める場合がある。これらの暫定処置には、以下が含まれる。

- 係争中の資産の移動を防止するための係争中の資産の凍結
- 係争中の資産の移転の禁止
- 当事者が特定の行為を行うことの禁止¹³⁵

民事訴訟手続き

民事訴訟手続き条例に、民事救済手段を取ることを求める訴訟手続きが規定されている。

民事訴訟手続き条例の第 11 条 (2) 項 (b) 及び通達第 1 号¹³⁶第 1 条 2 号によれば、地方人民裁判所は、知的所有権に関する第一審事件を審理する管轄権を持つ。

通常の民事訴訟手続きは、以下のように要約される。

- *民事訴訟の提起*
IPR 所有者が、被告が居住又は働いている又は被告が法人である場合本社が所在する又は当事者が合意する場合は原告 (知的所有権所有者) が居住する、中央当局の下の方又は市の人民裁判所に訴訟を提起する¹³⁷。
- *訴訟の受理*
原告が裁判所に裁判手数料を前払いした日付において、裁判所が訴訟を受理する¹³⁸。

¹³⁴ 米国ベトナム二国間貿易協定第 II 章の第 12 条 (2) 項 (D) によれば、IPR の侵害者は「侵害のために権利所有者がこうむった被害及び侵害者の利益で侵害に帰せられ実際の損害の計算で考慮されなかったものを補償するために適切な損害賠償金」を支払わなければならない。

¹³⁵ 民事訴訟の解決のための手続きに関する条令第 41 条、1989 年 (「民事訴訟手続き条例」)

¹³⁶ 人民裁判所における著作権に関する紛争の解決に関する民法のある規定を実施するための指針を規定する 2001 年 12 月 5 日付最高人民裁判所、最高人民検察院及び文化及び情報省通達第 01/2001/TANDTC-VKSNDTC-BVHTT 号 (「通達第 1 号」)。

¹³⁷ 民事訴訟手続き条例第 13 条、第 34 条

¹³⁸ 民事訴訟手続き条例第 37 条 (2) 項

- 裁判所による訴訟事実の調査。一般に、調停及び審理段階の前に、調査の過程が当事者ではなく裁判所によって取られる。裁判所は以下の処置の中の 1 つ又は複数の処置を適用する。
 - (i) 当事者及び証人の証言、(ii) 共和国省庁、社会的組織又は個人に対する事件に関連する証拠提供の請求、(iii) 現場検証を行う、(iv) 専門化の意見を求める¹³⁹。
- **暫定処置の適用**
 訴訟の示談の中で裁判所に暫定処置の適用を請求する原告は、裁判所に申請を提出しなければならない。¹⁴⁰ 申請が受理されると、裁判所は暫定処置を適用する決定を発行し、この決定は発行直後から効力を持つ¹⁴¹。
- **調停**
 調停は、知的所有権に関連するすべての民事訴訟手続きに必要な必須の段階である¹⁴²。
- **訴訟審理の決定**
 調停に失敗すると、裁判所は訴訟を審理に移す決定を発行しなければならない¹⁴³。訴訟を審理に移す決定は、訴訟を受理した日付から 4 か月以内に発行されなければならない。この期間は、訴訟が複雑とみなされる場合には 6 か月まで延長することができる¹⁴⁴。
- **第一審の審理**
 第一審事実審理は、訴訟審理の決定が発行されてから 1 か月以内に行われなければならない。¹⁴⁵ 第一審陪審団は、判事 1 名と人民裁判員 2 名で構成される¹⁴⁶。取り調べと論争を行った後、陪審団のメンバーは討論し、多数決によって特定の救済手段に関する判決を行う。

実施されていない IPR に関連する裁判所の判決は、判決発行から 15 日以内に最高人民裁判所に控訴することができる¹⁴⁷。

実施されていない IPR に関連する裁判所の判決に対し、最高人民裁判所の首席裁判官又は最高人民検察院の首席検察官は、監督及び審査手続きの下に、たとえば、判決に誤り又は法律違反が見つかった場合や、当事者が知ることができなかった新しい重要な事実が発見された場合には、異議を申し立てることができる。¹⁴⁸

¹³⁹ 民事訴訟手続き条例第 38 条 (1) 項

¹⁴⁰ 民事訴訟手続き条例第 41 条。民事訴訟手続き条例第 115 条 (2) 項によれば、緊急の場合には、裁判所は、裁判所で訴訟が提起される前でも、暫定処置を認めることができる。

¹⁴¹ 民事訴訟手続き条例第 42 条

¹⁴² 民事訴訟手続き条例第 43 条

¹⁴³ 民事訴訟手続き条例第 44 条 (3) 項

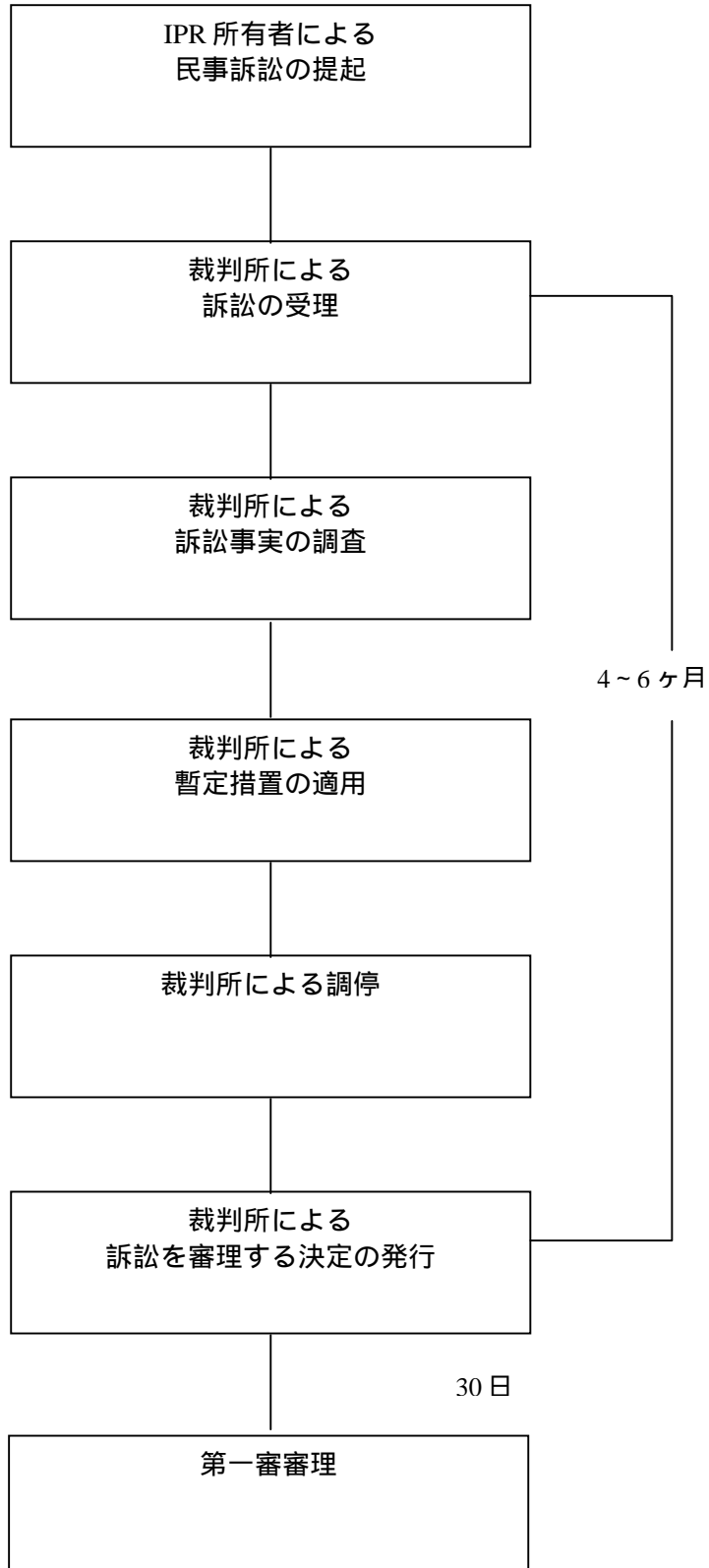
¹⁴⁴ 民事訴訟手続き条例第 47 条 (1) 項

¹⁴⁵ 民事訴訟手続き条例第 47 条 (2) 項

¹⁴⁶ 民事訴訟手続き条例第 16 条 (1) 項

¹⁴⁷ 民事訴訟手続き条例第 58 条 (1) 項、第 59 条 (1) 項

¹⁴⁸ 民事訴訟手続き条例第 71 条、第 72 条 (1) 項 (a)、第 78 条、第 80 条



刑事救済

刑法の下では、偽造品¹⁴⁹及び知的所有権侵害に関連する違法行為には、次のようなものがある。

- 偽造品の製造及び取引の罪（第 156 条）
- 食品、医薬品、予防薬品である偽造品の製造及び売買の罪（第 157 条）
- 動物のえさ、肥料、獣医薬品、植物や種子や家畜保護用薬品である偽造品の製造及び売買の罪（第 158 条）
- 知的所有権を侵害した罪（第 171 条）
- 著作権を侵害した罪（第 131 条）

刑法の第 131 条及び第 171 条によれば、知的所有権を侵害し重大な結果をもたらした者、あるいは行政的処罰を受けているか又は犯罪記録が削除される前に同じもしくは類似の行為により有罪判決を受けた侵害者は、2 億 VND（14,200 米ドル）の罰金又は 2 年以下の拘留を伴わない再教育を課される。「非常に重大」又は「極度に重大」な場合は、罰は 3 年以下の禁固刑である。

刑法の第 156 条、第 157 条、第 158 条によれば、3000 万～1 億 5000 万 VND の価値を有する純正商品量に相当する偽造品又は 3000 万 VND 未満の価値を有する純正商品量に相当するが重大な結果をもたらす偽造品を製造又は売買した者、あるいは行政的処罰を受けているか又は犯罪記録が削除される前に同じもしくは類似の行為により有罪判決を受けた侵害者は、5 年以下の禁固刑を課される。偽物商品が食品又は医薬品の場合は、偽造者は 20 年以下の禁固刑又は終身刑、あるいは極度に重大な場合は死刑を課される場合がある。

又、違法行為者は、罰金を課される場合があり、財産を没収される場合や特定の地位に就く資格を 1～5 年間剥奪される場合がある。

刑事訴訟手続き

刑事訴訟手続法第 145 条（1）項¹⁵⁰によると、地区人民裁判所は、たとえば、国家の安全にとって有害な罪を除いて、7 年以下の禁固刑の罪の第一審事実審理を行う管轄権を持っている。

¹⁴⁹ 通達第 10 号の下では、偽造品には以下が含まれる。i) その品質が必要な規格を満足していない商品、ii) 虚偽の説明、あるいは商品の製造元又は商品が製造、包装、組み立てられた場所の虚偽の表示が記載されている商品、iii) 他者の登録商標又はベトナムが締約している国際条約の下で保護されている商標と同じか紛らわしいほど似ている商標が記載されている商品、あるいは保護されている他者の原産の商品名又は呼称と同じか紛らわしいほど似ている記号が記載された商品又は記号が記載された包装を伴う商品、あるいは商品又は商品の一部が保護されている工業デザインと同じ外観を持つ商品。

上述の「偽造品」の定義のために、「偽造品の製造及び売買」と「権利侵害行為」の間に重複部分があるが、この重複部分について説明している最高人民裁判所の指針や判例は存在しない。

刑事訴訟手続きは、以下のように要約される。

- 刑事訴訟の提起

刑事訴訟手続法 1988 の第 88 条 (1) 項は、知的所有権侵害の罪 (刑法第 131 条及び第 171 条に規定されている) に関する刑事訴訟は、権利侵害の被害者 (IPR 所有者) の請求によってのみ提起される、と述べている。IPR 侵害の被害者は、捜査機関又は検察院又は裁判所に権利侵害を告発することができる¹⁵¹。告発された権利侵害が犯罪を構成するレベルであると認識されると、管轄官庁 (たとえば、検察院、又は警察の捜査機関) は刑事訴訟を提起する決定を発行しなければならない。

- 調査

訴訟事実の捜査は、刑事訴訟の提起から 2 か月以内に行われなければならない。「非常に重大」又は「極度に重大」な事件では、調査期間は 4 か月である。調査期間は延長することができる (たとえば、極度に重大な事件で最大 20 か月まで)。¹⁵²定められた調査期間の終わりまでに、違法行為者を訴追するのに十分な証拠が集まったら、捜査機関は調査報告書と違法行為者訴追請求書を作成し、同じレベルの検察院に送付しなければならない¹⁵³。

- 訴訟を審理する決定

検察院は調査報告書の受領後 20 日以内に (又は、重大又は極度に重大な事件の場合は 30 日以内に)、裁判所で違法行為者を訴追する決定、又はさらに調査を行う決定、又は一時的又は無期限に訴訟を猶予する決定を発行しなければならない¹⁵⁴。裁判所は、検察院から訴訟を受け取ってから 30 日以内に (又は、極度に重大な事件の場合は 3 か月以内に)、訴訟を審理する決定、又はさらに調査を行う決定、又は一時的又は無期限に訴訟を猶予する決定を発行しなければならない。複雑な事件の場合はこれらの期間は延長することができる¹⁵⁵。

- 第一審の審理

訴訟を審理する決定が発行されてから 15 日以内に (又は、裁判所が遅延の適法な理由を有する場合は 30 日以内に)、第一審事実審理が行われなければならない¹⁵⁶。

実施されていない裁判所の判決は、判決発行から 15 日以内に控訴することができる¹⁵⁷。

¹⁵⁰ 刑事訴訟手続法は 1988 年 6 月 28 日にベトナム国会で採択され、1990 年 6 月 30 日、1992 年 12 月 22 日及び 2000 年 6 月 9 日に修正された (「刑事訴訟手続法 1988」)。2003 年 11 月 26 日に、ベトナム国会は新しい刑事訴訟手続法を採択した。これは 2004 年 7 月 1 日から、刑事訴訟手続法 1988 に代わって実施される。

¹⁵¹ 刑事訴訟手続法 1988、第 83 条 (1) 項、第 84 条

¹⁵² 刑事訴訟手続法 1988、第 97 条

¹⁵³ 刑事訴訟手続法 1988、第 97 条、第 138 条

¹⁵⁴ 刑事訴訟手続法 1988、第 142 条 (1) 項

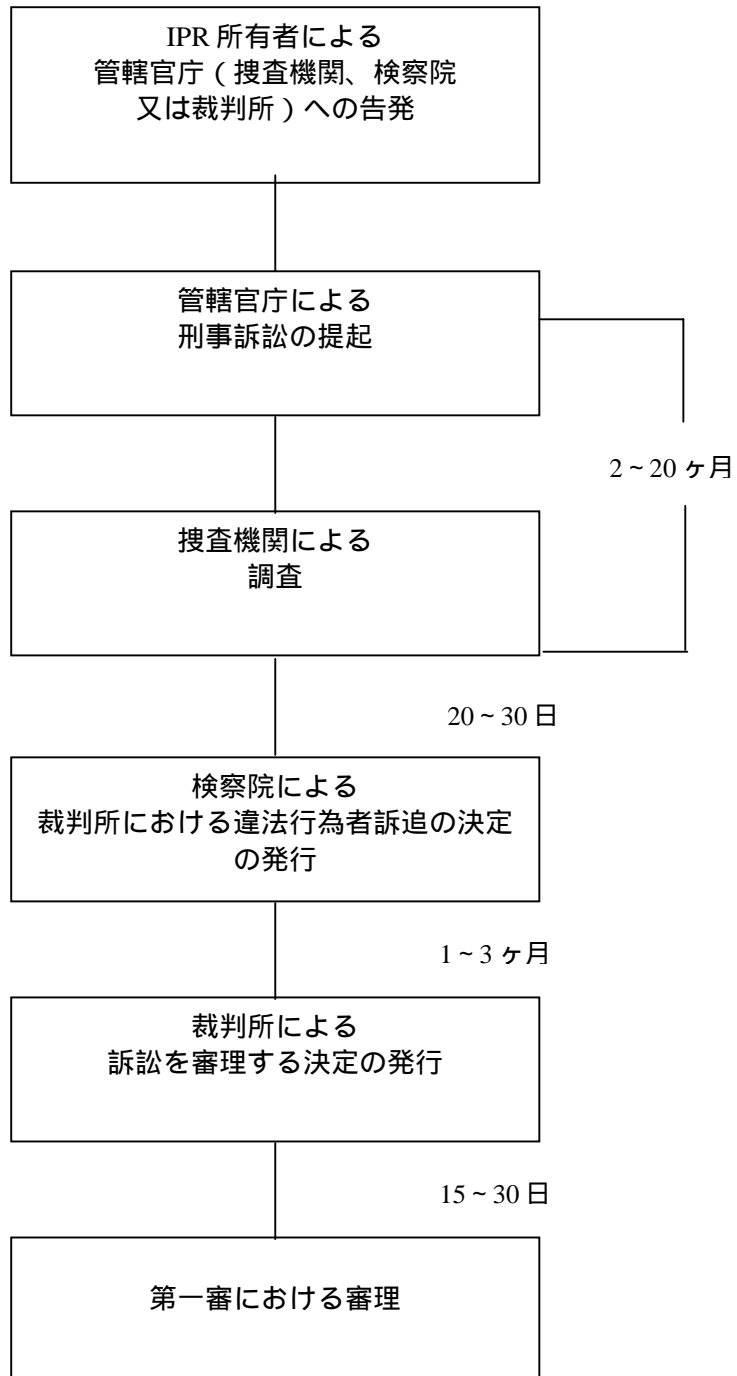
¹⁵⁵ 刑事訴訟手続法 1988、第 151 条

¹⁵⁶ 刑事訴訟手続法 1988、第 151 条 (2) 項

実施されていない裁判所の判決は、監督及び審査手続きの下に異議を申し立てることができる¹⁵⁸。

¹⁵⁷ 刑事訴訟手続き法 1988、第 204 条、第 208 条 (1) 項

¹⁵⁸ 刑事訴訟手続き法 1988、第 241 条、第 260 条



注

今のところ、民事訴訟を起こすことは、通常、知的所有権所有者がベトナムで知的所有権侵害に対処する場合に、最初にする選択ではない。訴訟は時間と手間がかかり、効率的でない。裁判所は完全な知的所有権法規も、定着した手続きも持っておらず、知的所有権分野における彼らの知識と経験は未だ限られている。

第 III 章 産業財産権の移転

技術移転

「技術移転」は、民法の第 806 条（1）項及び民法実施命令第 45 号第 4 条には非常に広く定義されており、以下が含まれる。

- 例えば、特許、ユーティリティ・ソリューション、工業デザイン、登録商標などの「産業財産権対象物の移転」
- 「技術及び知識のノウハウの移転」
- 「生産合理化及び技術革新に関するソリューションの移転」
- 「技術移転に関する支援サービスの提供」

さらに、命令 45 号第 9 条は、産業財産権の移転（ライセンス供与及び譲渡）は「産業財産権法規」（指令第 63 号及び通達第 3055 号¹⁵⁹）によって規制されることを規定している。

命令第 45 号第 9 条の広すぎる「技術移転」の定義と規定は、たとえば、承認に関する条項、技術移転契約の条件、及び移転を受ける者に課される制約の適用における多くの不確定性をもたらしている¹⁶⁰。

この項では、産業財産権のライセンス供与及び移転に関する既定を要約するに留める。

¹⁵⁹ 1996 年 10 月 24 日付命令第 63/CP号の産業財産権を確立するための手続き及び他の手続きの実施に関する指針を規定する 1996 年 12 月 31 日付科学技術環境省通達第 3055/TT-SHCN号（「通達第 3055 号」）

¹⁶⁰ MOJ及びMSTは、技術移転を規定する民法の条項の修正案を作成しており、又、命令第 45 号及び通達第 3055 号の改訂を計画している。

基本要件

すべての産業財産権のライセンス供与及び譲渡は、書面に作成されNOIPに登録されない限り、有効ではない¹⁶¹。

ライセンス契約又は譲渡契約は、以下の項目を含まなければならない¹⁶²。

- 譲渡者及び被譲渡者の名前及び住所
- 産業財産権の譲渡の内容
- 両当事者の権利及び義務
- 価格及び支払
- 契約の修正及び終了の条件
- ライセンスの条件
- 紛争

制約

通達第 3055 号第 17 条 (4) 項は、産業財産権ライセンスはライセンス被供与者の権利を不当に制約する条件を含んではならないことを述べている。又、通達第 3055 号第 17 条 (4) 項は、産業財産権ライセンス契約書から除外しなければならない項目の網羅的でないリストを規定している。

- ライセンス供与者がライセンス被供与者に対して、ライセンス対象産業財産権を所有していない地域向けにライセンス製品の輸出を禁止すること。
- ライセンス供与者又はライセンス供与者が指定する第三者から、ライセンス製品の品質保証にとって必要ではない品目の原材料、機械、装置を購入することをライセンス被供与者に対して、要求すること。
- ライセンス被供与者に対して、産業財産権対象物（商標を除く）の改良を禁じること、又は、ライセンス被供与者に対して、そのような改良を適切な補償なしにライセンス供与者へ移転することを強要すること。

上記の制約のほかに、命令第 63 号第 41 条及び命令第 45 号第 23 条は、付随する機械及び装置の価値を除くライセンス料に関するロイヤルティ上限を規定している。

- ライセンス対象製品の純販売価格の 5%、又は

¹⁶¹ 命令第 63 号第 39 条 (1) 項、第 42 条 (1) 項

¹⁶² 通達第 3055 号第 17 条 (2) 項、第 17 条 (3) 項

- ライセンス被供与者の税引き後利益の 25%、又は
- 外国投資に関する法律に従って操業しているライセンス被供与者の寄与法的資本の 20%

登録

産業財産権のライセンス供与又は譲渡を受けてから 60 日以内に、NOIPはこれを調査する。ライセンス供与又は譲渡がすべての要件を満たしていれば、NOIPはライセンス供与 / 譲渡の登録証明書を認める決定を発行し、取引を登録し、登録証明書認定の決定を産業財産権官報に発表する

¹⁶³。

¹⁶³ 通達第 3055 号第 20 条 (3) 項

結論

ベトナムは知的所有権に関する法律を国際標準に厳密に適合させる過程の途上にあるが、未だ詳細な実施規則や一部の知的所有権対象物を取り扱う定着した手続きを欠いている。このために、IPR 所有者にとっては、優れた経験をつんだ現地のベトナム人知的所有権代理人と協力することが重要である。このことは、IPR の可能な限りの保護に役立つだけでなく、時間と費用の節約になるであろう。

付属文書

付録 A : 適用法律文書

法律文書の名称及び番号	発行年月日	発行官庁	内容の要約
ベトナム社会主義共和国憲法 1992	2001年12月 25日改訂	ベトナム国会	ベトナム法の第一法源
ベトナム社会主義共和国民法	1995年10月 28日採択	ベトナム国会	
ベトナム社会主義共和国商法	1997年5月 10日採択	ベトナム国会	
ベトナム社会主義共和国関税法	2001年6月 29日採択	ベトナム国会	
ベトナム社会主義共和国刑法	1999年12月 21日採択	ベトナム国会	
ベトナム社会主義共和国刑事訴訟手 続き法	1988年6月 28日採択、 1990年6月 30日、1992 年12月22 日、2000年6 月9日改訂	ベトナム国会	
民事訴訟の解決のための手続きに関 する条例 1989	1989年11月 29日採択	国家委員会	
行政違反の処理に関する条例	1995年7月6 日採択	国会常務委員 会	
行政訴訟解決のための手続きに関す る条例	1996年5月 21日採択	国会常務委員 会	
訴追及び告発に関する法律	1998年12月 2日採択	国会	
人民裁判所の組織に関する法律	2002年4月2 日採択	国会	

法律文書の名称及び番号	発行年月日	発行官庁	内容の要約
産業財産権に関する詳細規定を規定する政府命令第 63/CP 号、2001 年 2 月 1 日付命令 No. 06/2001/ND-CP により改訂	1996 年 10 月 24 日付	政府	この命令は、民法第 VI 編の産業財産権の規定、産業財産権の移転を実施するための指針を定めるものである。又、命令 63 号は、ベトナムにおける産業財産権の適用に関する訴追及び産業財産権に関する紛争に関連して、NOIP のようなベトナム管轄官庁の前でクライアントを代表する資格を持つ産業財産権代理人及び産業財産権組織を規制する条件も定めている。
民法の著作権に関する特定の条項についての指針を規定する政府命令第 76 号	1996 年 11 月 29 日付	政府	この命令は、著作物性のある作品、著作者・著作権の所有者に与えられる権利、実演家・音盤の作成者・放送組織の権利、著作権の登録に関する条項についての詳細な指針を定めたものである。
1996 年 10 月 24 日付命令第 63/CP 号の産業財産権確立手続き及びその他の手続きの実施に関する指針を規定する科学技術環境省通達第 3055/TT-SHCN 号（「通達 3055 号」）	1996 年 12 月 31 日付	科学技術環境省	
技術移転に関する政府命令第 45/1998/ND-CP 号	1998 年 7 月 1 日付	政府	この命令は、民法第 VI 編第 3 章の条項の実施に関する詳細を定めたものである。
著作権関係の確立に関するベトナムと米国間の協定の実施に関する指針を規定する文化及び情報省通達第 05/1998/TT-BVHTT 号	1998 年 9 月 12 日付	文化および情報省	

法律文書の名称及び番号	発行年月日	発行官庁	内容の要約
産業財産権の分野における行政的処罰に関する政府命令第 12/1999/ND-CP 号	1999 年 3 月 6 日付	政府	この命令は、特に、産業財産権の保護及び国家管理の領域において、違反行為を規制し、行政的違反の形態、レベル、罰を課す手続き及び権限を定めるものである。
偽造品の製造及び貿易に対する闘いに関する政府首相の 1999 年 10 月 27 日付指令第 31/1999/CT-TTg 号の実施に関する指針を規定する貿易省、財務省、警察省、科学技術環境省の通達第 10/2000/TTLT-BTM-BTC-BCA-BKHCNMT 号	2000 年 4 月 27 日付	貿易省、財務省、警察省、科学技術環境省	この通達は、偽造品の定義（品質標準を満足しない商品を含む）及びそれを取り扱う方法を定めるものである。通達第 10 号によると、偽造品を製造及び売買した者は、違反の規模に応じて行政罰又は刑事罰を受ける。
産業財産権の分野における行政的処罰に関する 1999 年 3 月 6 日付政府命令第 12 号の実施に関する指針を規定する科学技術環境省通達第 825/2000/TT-BKHCNMT 号	2000 年 5 月 3 日付	科学技術環境省	
企業秘密、地名表示、商号の分野における産業財産権保護、及び産業財産権に関する不正競争にからの保護に関する政府命令第 54/2000/ND-CP 号	2000 年 10 月 3 日付	政府	この命令は、民法第 780 条に定める「その他の対象物」についての保護を定めるものであり、これには、取引の秘密、地理的表示、商号及び産業財産権に関連する不当競争に対する保護が含まれる。
植物新種の保護に関する政府命令第 13/2001/ND-CP 号	2001 年 4 月 20 日付	政府	
文化及び情報の分野における行政違反に対する罰則に関する政府命令第 31/2001/ND-CP 号	2001 年 6 月 26 日付	政府	命令第 31 号は、特に行政的処罰を受ける著作権侵害行為と、それに対する行政処罰を定めるものである。

法律文書の名称及び番号	発行年月日	発行官庁	内容の要約
民法の著作権に関する特定条項に関する指針を規定する政府の1996年11月29日付命令第76号、1997年6月6日付命令第60/CP号の実施に関する指針を規定する文化及び情報省通達第27/2001/TT-BVHTT号	2001年5月10日付	文化及び情報省	
人民裁判所における著作権に関する紛争の解決に関する民法の特定条項の実施に関する指針を規定する最高人民裁判所、最高人民検察院及び文化及び情報省通達第01/2001/TANDTC-VKSNDTC-BVHTT号(「通達第1号」)	2001年12月5日付	最高人民裁判所、最高人民検察院、文化及び情報省	
関税に関する法律の関税手続き、関税監督及び調査体制の実施に関する詳細規則を規定する政府命令第101号(「命令第101号」)	2001年12月31日付	政府	
集積回路のレイアウト設計の分野における産業財産権の保護に関する政府命令第42/2003/ND-CP号	2003年5月2日付	政府	
関税庁における輸入及び輸出商品の著作権保護の指針に関する文化及び情報省と財務省の省間通達第58/2003/TTLT-BVHTT-BTC号	2003年10月17日付	文化及び情報省、財務省	
工業デザインの分野で産業財産権を設定する手続きを実施するための指針を規定する科学及び技術省通達第29/2003/TT-BKHCHN号	2003年11月5日付	科学及び技術省	
発明/ユーティリティ・ソリューションの分野で産業財産権を設定する手続きを実施するための指針を規定する科学及び技術省通達第30/2003/TT-BKHCHN号	2003年11月5日付	科学及び技術省	

付録 B： 管轄官庁連絡先

官庁名	住所	電話	Fax
最高人民裁判所	48 Ly Thuong Kiet, Hanoi	04-9362297	04-8250117
司法省	60 Tran Phu, Hanoi	04-7336213	04-7337507
警察省	15 Tran Binh Trong, Hanoi	04-9421131	
貿易省	31 Trang Tien, Hanoi	04-8253094	04-9342136
科学及び技術省 (MOST)	39 Tran Hung Dao, Hanoi	-04-9439731	04-9439733
ベトナム関税総局	162 Nguyen Van Cu, Gia Lam, Hanoi	04-8725959	04-8725905
ベトナム知的所有権庁 (NOIP)	384-386 Nguyen Trai, Hanoi	04-8583425	04-8588449
ベトナム著作権事務所[Copyright Office of Vietnam] (COV)	62 Hoang Hoa Tham, Hanoi	04-8470485	04-8432630
MOST 検査部[MOST's Inspection Department]	39 Tran Hung Dao, Hanoi	04-9439193	04-8252733
警察省経済警察部	40 Hang Bai, Hanoi	04-8246640	
貿易省市場管理部	91 Dinh Tien Hoang, Hanoi	04-8255834	04-9342726

索引

A

AEA, 32, 33, 34, 35

D

DOST, 30, 32, 33

G

GDC, 35, 36

I

IPR, 29, 30, 32, 35, 36, 38, 39, 41, 42, 43, 45, 47, 52

M

MARD, 27, 29

MMD, 31

MMU, 31

MOJ, 5, 6

MOST, 3, 30, 57

N

NOIP, 3, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 28, 29, 32, 33, 36, 38, 50, 51, 54, 57

P

PCT, 5, 15

T

TRIPS, 1, 2, 5

W

WIPO, 22

WTO, 1

い

異議, 14, 19, 21, 42, 46

意匠, 16, 17, 18, 19, 20

委託, 8, 36

か

管轄, 2, 3, 36, 38, 40, 41, 44, 45, 47, 54, 57

関税総局, 35, 57

関税部, 35, 36, 37, 39

関税法, 2, 35, 36, 39, 53

き

技術移転, 2, 3, 49, 54

行政違反処理法令, 35, 39

行政事件解決手続法令, 35, 39

け

警告書, 29, 31, 37

警察官, 30

刑事訴訟, 44, 45, 46

刑法, 3, 31, 44, 45, 53

契約, 2, 26, 49, 50

原産地呼称, 26, 27, 31, 32

現場検証, 42

憲法, 2, 53

権利侵害, 41, 44, 45

こ

工業デザイン, 1, 2, 4, 16, 19, 29, 30, 49, 56

広告, 2

公正使用, 9

告発, 6, 45, 53

コンピュータ・ソフトウェア, 7, 9

さ

最高人民裁判所, 6, 39, 40, 42, 56, 57

差し止め, 36, 37

産業財産権, 2, 3, 4, 12, 15, 17, 19, 21, 23, 30, 31, 32, 49, 50, 51, 54, 55, 56

産業上利用可能, 10

し

識別, 20, 29

市場管理班, 30, 31

実演家, 3, 10, 54

実用新案, 11

周知商標, 21, 23

出所, 9, 23, 24

証人, 42

譲渡, 9, 10, 15, 20, 23, 49, 50, 51

商標, 1, 2, 5, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 29, 30, 31, 32, 39, 49, 50

商標偽造, 39
商法, 2, 26, 53
侵害, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 15, 16, 20, 24, 25, 26, 29,
30, 31, 32, 35, 36, 37, 39, 41, 44, 45, 48, 55
新規性, 11
新種の植物品種, 27
植物新種, 4, 55
進歩性, 11
審理, 40, 41, 42, 43, 44, 45

す

ストックホルム条約, 4

そ

損害賠償, 31, 35, 41

ち

地区人民裁判所, 39, 40, 44
知的所有権代理人, 52
地方人民裁判所, 39, 40, 41
地名表示, 1, 4, 24, 25
調停, 42
著作権海賊行為, 39
著作権法, 8
著作者人格権, 9, 10
著作物, 2, 54

と

特許協力条約, 5

の

ノウハウ, 49

は

発明, 1, 2, 4, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 29, 30, 39,
56
パリ条約, 5, 26
判決執行法, 6

ひ

ビデオソフト, 10

ふ

不正競争, 1, 4, 26, 55

ほ

放送, 3, 10, 54
保証金, 35, 36
没収, 31, 37, 44

ま

マドリード協定, 5, 22
民事訴訟, 6, 31, 41, 42, 48, 53
民法, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 15, 16, 19, 20, 21, 22, 23,
41, 49, 53, 54, 55, 56, 57, 58

む

無効, 10, 16, 20, 24, 29

ユーティリティ・ソリューション, 1, 2, 4, 10,
11, 12, 14, 15, 16, 29, 30, 39, 49, 56

ら

ライセンスング, 10, 15, 20, 23
ライセンス, 10, 15, 20, 23, 26, 30, 31, 49, 50,
51

り

隣接する権利, 10

れ

レコード, 3, 10

【特許庁委託】

模倣対策マニュアル ベトナム編

【著者】

LÊ & LÊ (知的所有権法律事務所) LE HOAI DUONG

【発行】

日本貿易振興機構 経済分析部

〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2004年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2004年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。